

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について

〔 19生産第9424号
平成20年3月31日
農林水産省生産局長通知 〕

改正 平成21年3月31日

平成21年5月29日

平成22年4月1日

平成23年4月1日

平成24年4月6日

平成25年5月16日

平成26年2月6日

平成26年4月1日

平成27年4月9日

平成27年10月1日

平成28年4月1日

平成29年3月31日

平成29年9月29日

平成30年2月1日

最終改正 平成30年3月30日

鳥獣被害防止総合対策交付金については、先に鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領を別紙のとおり一部改正したので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

(別 紙)

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領

第1 趣 旨

鳥獣被害防止総合対策交付金による対策の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業別事項

- 1 鳥獣被害防止総合支援事業：別記1
- 2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業：別記2
- 3 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業：別記3
- 4 鳥獣被害対策基盤支援事業：別記4
- 5 ジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型）：別記5
- 6 ジビエ倍増モデル整備事業（需要拡大型）：別記6
- 7 全国ジビエプロモーション事業：別記7

(別記 1)

鳥獣被害防止総合支援事業

第 1 事業の取組等

1 事業の取組

鳥獣被害防止対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の別表 1 に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、要綱別記 1 の第 1 の 1 の被害防止計画の対象となっている市町村の区域（以下「市町村域」という。）において、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第 9 条第 1 項の鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）等が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第 9 条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害捕獲」という。）、侵入防止柵の設置等による被害防除、緩衝帯の設置等による生息環境管理の被害防止の取組を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1) と同様の被害防止対策を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

事業実施主体は次に掲げるとおりとする。

(1) 要綱別表 1 の事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める協議会等とは、要綱別表 1 の事業内容欄の 1 の (1)、(2) 及び (3) の取組にあつては、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い、有している組織であつて、4 に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会（以下「協議会」という。）とし、事業内容欄の 1 の (4) の取組にあつては、当該協議会の構成員である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業関係団体又は農林漁業関係団体が組織する団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い、有している組織及び運営についての規約の定めがある協議会とする。

(2) 要綱別表 1 の事業内容欄の 2 の取組にあつては、協議会又はその構成員（試

験研究機関を除く。)であって、かつ、代表者の定めがあり、事業実施及び会計手続について(1)の協議会と同程度の体制を有しているものとする。

4 協議会の要件

協議会は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 協議会が実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていること。
- (2) (1)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

5 事業実施主体の範囲

3に規定する協議会等の事業実施を行う地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域(複数の都道府県の市町村をまたがる場合も含む。)とする。

6 費用対効果分析

要綱別表1の採択要件の欄の5の「すべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について(平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知)により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

7 地域主体の鳥獣害防止対策

被害防止対策に効率的かつ効果的に取り組む観点から、鳥獣被害防止特措法第4条に基づく被害防止計画の作成を推進するものとする。

なお、被害防止計画の作成に当たっては、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について」(平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知)に留意するものとする。

8 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容(要綱別表1関係)

- (1) 事業内容欄の1の(1)の①「推進体制の整備」については、協議会の開催等により事業の推進体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。

- ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題
 - イ 事業の目標
 - ウ 被害防止計画及び事業実施計画の作成・見直し
 - エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築
 - オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
 - カ その他必要な事項
- (2) 事業内容欄の1の(1)の②「有害捕獲」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、有害捕獲については、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。また、要綱第3の2の(3)鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。
- ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備
 - イ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲
 - ウ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及
 - エ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立
- (3) 事業内容欄の1の(1)の③「被害防除」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。
- ア 犬等を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物・忌避資材の導入及び侵入防止柵・威嚇機材などの被害防止対策に必要な技術の実証
 - イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査の実施
 - ウ イの調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供、被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等による被害防止に関する知識の普及
- (4) 事業内容欄の1の(1)の④「生息環境管理」については、牛の放牧等による農地等の周辺における緩衝帯の設置、放任果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備を実施できるものとする。
- (5) 事業内容欄の1の(1)の⑤の「サル複合対策」については、ニホンザルを対象獣種とし、加害群等の生息状況調査を行った上で、サルの群れごとに、捕獲活動、追い払い、追い上げ、侵入防止、技術実証及び生息環境管理（緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い等）の取組の中から2つ以上の取組をパッケージとして効果的に組み合わせて行うものとする。
- (6) 事業内容欄の1の(1)の⑥の「他地域人材活用」については、都市部等の他地域に居住かつ勤務する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、有害捕獲活動を2回以上行うものとする。

(7) 事業内容欄の1の(2)の①の「大規模緩衝帯整備」については、野生鳥獣の農地等への出没の軽減を図るため、野生鳥獣の生息域と農地との間に植生している樹木を伐採して行う緩衝帯の整備（対象地域の調査、所有者の同意の取付け等の調整活動を含む。）を行うものとする。ただし、大規模緩衝帯の整備面積は1ha以上とする。

なお、大規模緩衝帯の整備については、当該市町村において森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に定める市町村森林整備計画が策定されている場合には、当該市町村森林整備計画と整合を図るものとする。

(8) 事業内容欄の1の(2)の②の「誘導捕獲柵わな導入」については、一度に相当数の鳥獣を捕獲することのできる誘導捕獲柵わな（ドロップネット方式を含む。）の整備に必要な資材の導入を行うものとする。

(9) 事業内容欄の1の(3)の「ICT等新技術実証」については、ICT（情報通信技術）等を用いた被害低減に確実に結びつく新技術の実証を実施できるものとする。

(10) 事業内容欄の1の(4)の「農業者団体等民間団体被害防止活動」については、農業者団体等民間団体が実施隊員の確保・育成等実施隊の体制強化に向けた取組を実施できるものとする。なお、実施隊の体制強化以外の取組は、実施隊の体制強化に取り組む場合に限り実施できるものとする。

(11) 事業内容欄の2の(1)の「鳥獣被害防止施設」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、ICTを活用した捕獲施設その他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲施設を一体的に整備するものとする。

また、電気さくを整備する場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）等関係法令を遵守し、正しく設置すること。

具体的には、危険である旨の表示、電気さく用電源装置の使用、漏電遮断器の設置（30ボルト以上の電源から電気を供給する場合）、開閉器（スイッチ）の設置等を行い安全を確保するものとする。

（参照URL：http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/anzen_kakuho_20150721.html）

侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況の把握並びに侵入防止柵の設置及び維持管理については、「鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について」（平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、適切に行うものとする。

(12) 事業内容欄の2の(2)の「処理加工施設」については、被害を及ぼす鳥獣の捕獲個体を食肉等に利用する上で必要な施設及び焼却するための施設（減容化のための施設を含む。）を整備するものとする。この場合、被害防

止計画に定める地域において、農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲に関する計画と、その計画に即した捕獲活動を一体的に行うものとする。

- (13) 事業内容欄の2の(3)の「捕獲技術高度化施設」については、農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の確保と技能向上のための射撃場を整備するものとする。この場合、専ら鳥獣の捕獲に従事する者が使用することが確実であって、かつ、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の2の指定射撃場（以下「指定射撃場」という。）の指定を受けていること又は受けることが確実と見込まれる場合に整備できるものとする。

この場合、原則として、指定射撃場の指定を受けるために必要な施設等及び「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」（平成19年3月環境省水・大気環境局土壌環境課作成）に沿った鉛対策の実施に必要な施設等（以下「基幹施設」という。）の整備に限るものとし、その他附帯施設等については、基幹施設との一体的な整備を行う場合に限り整備できるものとする。

2 補助対象経費

推進事業の補助対象となる経費は、本事業に直接要する別表3に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

3 事業の委託

事業実施主体は、要綱別表1の事業内容の欄の1の推進事業の一部を他のもの（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

4 留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知）第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。以下同じ。）その他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

第3 交付率

- 1 要綱別表1の交付率欄の交付率及び同欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定める被害防止活動推進の限度額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被害緊急対応型にあっては、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の②から⑥までの取組に要する経費については1市町村当たりの限度額として、次に掲げるとおり定額補助できるものとする。

ア 捕獲の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村の限度額は1,000千

円以内とする。

イ 捕獲の有資格者が20名以上存在する実施隊を有する市町村の限度額は3,000千円以内とする。

ウ 上記ア及びイ以外の実施隊を有する市町村の限度額は2,000千円以内とする。

エ 事業内容欄の1の(1)の⑤の取組に要する経費については、上記アからウの限度額に1,000千円以内を加算できるものとする。

オ 事業内容欄の1の(1)の⑥の取組に要する経費については、上記アからウの限度額に他地域に居住する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、市町村が定める被害防止計画に基づく有害捕獲活動を実施する者一人当たりに対して100千円以内を加算できるものとする。ただし、1,000千円を上限とする。

(2) 広域連携型にあつては、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の②から④までの取組に要する経費については1市町村当たり1の(1)のア、イ、ウの額に200千円を加算した額以内を限度額として定額補助できるものとする。

なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境を超えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村当たり1の(1)のイ、ウの額に500千円を加算した額以内を限度額として定額補助できるものとする。

(3) 過年度に鳥獣被害防止総合対策事業の補助を受けたことのない事業実施主体においては、(1)又は(2)にかえて、事業内容欄の1の(1)の①から④までの取組みに要する経費について、被害緊急対応型においては1市町村当たり2,000千円以内(1の(1)のイの場合は3,000千円以内)、広域連携型においては事業実施主体を構成する1市町村当たり2,200千円以内(1の(1)のイの場合は3,200千円以内)の定額補助を受けることができるものとする。

なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境を超えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村当たり1の(1)のイ、ウの額に500千円を加算した額以内を限度額として定額補助できるものとする。

2 要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における被害防止活動推進において農村振興局長が別に定める上限単価(消費税を除く。)は次に掲げるとおりとする。

(1) 箱わな

仕 様 (幅×奥行き)	獣 種	上限単価(千円/基)

大型獣用 (3 m ² 以下)	主にイノシシ、シカ、クマ (サル用を兼ねる。)	9 6
中型獣用 (2 m ² 以下)	サル専用	8 5
小型獣用 (0. 5 m ² 以下)	アライグマ、ハクビシン、 ヌートリア等	1 7

注：「小型獣用」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。

(2) くくりわな

1 基当たり 2 2 千円とする。

(3) 囲いわな

1 m²当たり 3 8 千円とする。

3 要綱別表 1 の交付率欄 1 の推進事業における農村振興局長が別に定める実施隊特定活動における上限単価（消費税を除く。）は次に掲げるとおりとする。

(1) 大規模緩衝帯整備導入

1 h a 当たり 4 8 0 千円とする。

(2) 誘導捕獲柵わな導入

1 m²当たり 3 8 千円とする。

4 要綱別表 1 の交付率欄の 1 の推進事業における農村振興局長が別に定める I C T 等新技術実証における限度額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 被害緊急対応型にあつては、I C T 等新技術の実証に要する経費の 1 / 2 以内とするが、1 市町村当たり 1, 000 千円以内を限度額として定額補助できるものとする。

(2) 広域連携型にあつては、I C T 等新技術の実証に要する経費の 1 / 2 以内とするが、1 市町村当たり 1, 100 千円以内を限度額として定額補助できるものとする。

5 要綱別表 1 の交付率欄の 1 の推進事業における農村振興局長が別に定める農業者団体等民間団体被害防止活動における限度額は、被害防止活動に要する経費の 1 / 2 以内とするが、1 市町村当たり 2, 000 千円以内を限度額として定額補助できるものとする。ただし、同一市町村内の複数の事業実施主体がそれぞれ異なる対象鳥獣に対する被害防止活動を実施する場合には、1 団体当たり 2, 000 千円以内を限度額として定額補助できるものとする。

6 要綱別表 1 の交付率の欄の 2 の整備事業における農村振興局長が別に定める上限単価（消費税を除く）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 鳥獣被害防止施設の上限単価

獣 種 等	侵入防止柵の 種 類	上限単価 (円／m) (直営施工で資材費の みの定額補助の場合)	上限単価 (円／m) (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵 (1 段当 たり)	1 2 4	3 2 4
	ネット柵	9 6 0	2, 3 8 0
イノシシ	金網柵 (ロール状)	1, 4 8 0	3, 9 1 0
	ワイヤーメッシ ュ柵 (パネル状)	9 6 0	2, 3 8 0
シカ (イノシシ 用を兼ねる。)	金網柵 (ロール状)	2, 1 5 0	5, 4 3 0
	ワイヤーメッシ ュ柵 (パネル状)	1, 4 3 0	3, 5 7 0

注：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

(2) 処理加工施設の上限単価

	上限単価 (万円／m ²)
食肉利用等施設	2 4. 8
焼却施設	3 8. 1

注：交付対象となる食肉利用等施設、焼却施設の交付金の交付限度額は、上限単価の範囲内であって、必要最小限のものとする。

7 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の 2、3 及

び6の上限単価を超える事業については、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が要綱別記1の第1の4に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。

- 8 要綱第3の2の地域提案に充てることができる事業費は、各都道府県へ交付された整備事業の交付金総額の20%を上限とするものとする。各事業実施主体（地域提案に係る事業実施主体を除く。）の事業実施計画の変更等やむを得ない事情が生じた場合には、この限りではない。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 要綱別記1の第1の2の農村振興局長が別に定める事業実施計画は、別表1の1に規定する事項を含めて作成するものとする。
- (2) 要綱別記1の第1の3の農村振興局長が別に定める都道府県計画にあっては、別記様式第6号により、要綱別記1の第1の2の広域都道府県域計画にあっては、別記様式第9号の別添により作成するものとする。
- (3) 要綱別記1の第1の3の提出、同4の農村振興局長が別に定める協議及び同6の報告については別記様式第1号により行うものとし、同2の承認については別記様式第9号により行うものとする。
- (4) 整備事業に係る(1)及び(2)の作成に当たっての留意事項は別表2に定めるところによるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記1の第1の6の農村振興局長が別に定める都道府県計画及び広域都道府県域計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更とする。

3 事業の着工

事業の着工（機械の発注を含む。）又は着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着工（着手）届を作成し、広域都道府県域計画に基づき事業を実施する事業実施主体（以下「広域都道府県域事業実施主体」という。）にあっては地方農政局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあっては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

4 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設等について、常に良好な状態

で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業実施主体は、本事業により整備した施設の管理運営を直接行い難い場合、本事業の実施地域の団体であって、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営を行わせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長及び都道府県知事は本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（(2)により事業実施主体が団体に施設の管理運営を委託している場合にあっては、当該団体）に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長及び都道府県知事は、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うものとする。

5 事業名等の表示

事業実施主体は、本事業により整備した施設等に、事業名を表示するものとする。

第5 事業実施状況の報告

- 1 要綱別記1の第5の1の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記様式第9号の別添1に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあっては、別表1の2に規定する事項を含めて作成するものとする。
- 2 要綱別記1の第5の1に定める広域都道府県域事業実施主体が行う事業の実施状況報告及び同第5の3の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うものとする。
- 3 要綱別記1の第5の2の農村振興局長が別に定める通知は、「鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について」（平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知）とする。

第6 事業の評価

1 事業評価

- (1) 要綱別記1の第6の1の(1)の評価の報告は、広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記様式第10号により作成し、それ以外の事業実施主体にあっては、別表1の3に規定する事項を含めて作成するものとする。
- (2) 要綱別記1の第6の1の(1)に定める広域都道府県域事業実施主体が行う事業の評価及び同第6の1の(2)に定める事業評価の報告は、被害防止計画の目標年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第3号により行うものとする。

2 改善計画

- (1) 要綱別記1の第6の2の(1)の目標の達成状況が低調である場合とは、被害防止計画目標の達成率が70%未満であるものとする。
- (2) 要綱別記1の第6の2の(1)及び(2)の改善計画の報告は、別記様式第4号により行うものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を1年間延長し、再度、要綱別記1の第6の1の事業評価及び報告を行うものとする。

なお、改善計画実施期間内に被害防止計画目標の達成率が70%に達しない場合には、事業実施主体は被害防止計画目標を見直すものとする。

第7 国の助成措置

国は、都道府県及び補助事業者に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額すること、又は都道府県知事に対し既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

別表 1

1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 事業実施体制 協議会の概要 4 事業に係る項目 推進体制の整備状況、有害捕獲、被害防除、生息環境管理、サル複合対策、他地域人材活用、大規模緩衝帯整備、誘導捕獲柵わな導入、ICT 等新技術実証ごとの取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）、負担区分、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・市町村単独事業等他事業との連携
整備事業	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 事業に係る項目 施設名、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、ジビエ等利活用推進・サル複合対策・他地域人材活用・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT 等新技術実証との連携、市町村単独事業等他事業との連携 4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用計画、維持管理、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与及び費用対効果分析に関する項目 5 地域指定に係る項目 過疎地域等の指定状況

2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 3 事業内容に係る項目 有害捕獲、被害防除、生息環境管理、サル複合対策、他地域人材活用、大規模緩衝帯整備、誘導捕獲柵わな導入、ICT 等新技術実証ごとの取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容、捕獲頭数）並びに事業費、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・市町村単独事業等他事業との連携 4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項

整備事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 3 事業内容に係る項目 施設の概要、事業費、維持管理状況、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与(鳥獣被害防止施設を整備した場合、一体的に整備した捕獲施設等の種類、数量、対象鳥獣ごとの捕獲頭数等も明記)、ジビエ等利活用推進・サル複合対策・他地域人材活用・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT等新技術実証との連携、市町村単独事業等他事業との連携 4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項 5 侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況
------	---

3 事業評価の報告

区 分	事業評価報告に記載すべき事項
推進事業及び整備事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、近隣市町村等との連携 2 実施時期に係る項目 3 事業内容等に係る項目 事業内容、事業量 4 管理に係る項目 管理主体者、維持管理状況 5 利用に係る項目 供用開始時期、利用率 6 事業効果、評価に係る項目 定量的な事業効果（他事業との連携状況や捕獲効率向上への寄与等も踏まえて記載すること）、定量的な経営状況、事業実施主体の評価 7 侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況

別表 2 事業実施計画、都道府県計画及び広域都道府県域計画作成に当たっての留意事項

事 項
1 既存の機械・施設（以下「施設等」という。）の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。
3 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
4 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
5 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
6 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率（費用対効果）が 1.0 以上であること。なお、投資効率（費用対効果）の算定の単位について、原則として、集落等の地区（1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。）を単位とすること。
7 国庫補助金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
8 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
9 附帯施設について、不要なものがないこと。
10 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
11 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
12 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
13 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
14 適正な収支計画となっていること（収支については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。）
15 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
16 被害防止施設、処理加工施設、捕獲技術高度化施設又は地域提案による施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。
17 処理加工施設を建設する場合は、被害を及ぼす鳥獣の捕獲計画が作成され、その計画に即した捕獲活動ができる体制となっていること。
18 捕獲した鳥獣の肉の処理加工施設を建設する場合は、食品衛生法等関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。

19	捕獲技術高度化施設を建設する場合は、「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」、当該施設が設置される都道府県等の定める設置及び管理に関する条例のほか関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。
20	用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。
21	施行方法の選択が適切にされていること。
22	入札の方法に関する知識を有していること。
23	地元関係者との合意形成が図られていること。
24	その他法律に定める基準等が満たされていること。

別表 3 推進事業の補助対象経費

事業内容		補助対象経費
推進体制の整備	会議開催	・ 会場借料、会議用機械器具の借料 ・ 事務用品 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
	有害捕獲	・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 事務用品及び印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 研修・講習受講費用及び旅費
	生息状況調査	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 薬品類、調査機材及びその借料 ・ 調査に従事する者に対する保険代 ・ 車両の借料及びその燃料代
	捕獲活動	・ 捕獲活動（捕獲個体処理を含む。）への役務要請に対する賃金 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 捕獲に必要な機材（銃を除く。） ・ 捕獲機材の安全確保に必要な機材（銃の保管庫を除く。） ・ 止めさし資材、埋設資材 ・ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 ・ 捕獲に従事する者に対する保険代 ・ 重機、車両の借料及びその燃料代 ・ 商品開発資材
被害防除	研修会	・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 事務用品、印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 技術研修・講習受講費用及び旅費
	追払い、追上げ	・ 追払い・追上げの活動への役務要請に対する賃金 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 薬品類、追払い・追上げに必要な機材及びその借料 ・ モンキー犬訓練費用（警察犬訓練所等の訓練士が行うものであって、モンキー犬取扱者（ハンドラー）

		も訓練の対象となっておりとともに訓練後にハンドラー参画のもと、普及・啓発のための現地研修会の開催を行う場合に限る。ただし、これまでに鳥獣被害防止総合対策事業で当該費用の補助を受けた場合を除く。） ・ 追払い・追上げに従事する者に対する保険代 ・ 車両の借料及びその燃料代
	技術実証	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 技術実証資材 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
	被害状況調査	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 調査機材及びその借料 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 車両の借料及びその燃料代
生息環境管理	緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い等	・ 緩衝帯等の整備活動への役務要請に対する賃金 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 請負施工費 ・ 放牧家畜の借料 ・ 緩衝帯整備等に従事する者に対する保険代 ・ 緩衝帯の整備に必要な資材 ・ 測量器材、刈払機、重機、車両の借料及びその燃料代

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、モンキードッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付の対象外とする。

別記様式第1号（別記1の第4の1、別記2の第3の1、別記3の第4の1関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）の地域提案（地域特認又は都道府県事業実施計画）、（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）、（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（事業の委託又は都道府県事業実施計画））の協議（鳥獣被害防止総合支援事業（都道府県計画）、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（都道府県計画）の提出（変更））について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記1の第1の4（第1の3又は第1の6）（別記2の第1の1（第1の2））（別記3の第1の4（第1の3又は6））の規定に基づき、関係書類を添えて協議（提出又は報告）する。

- （注） 1 関係書類として、別記様式6号の都道府県計画を添付すること。
2 地域提案、地域特認、事業の委託（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）、都道府県の事業計画に係る協議又は報告がある場合には、当該事業の内容がわかる資料を添付すること。
3 変更する場合は、当該計画書において、変更前と変更が比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第2号（別記1の第5の2、別記3の第5の2関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の事業実施状況報告（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名 印

〔 又は
所在地
団体名
（協議会名）
代表者 印 〕

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記1の第5の3（別記3の第5の3）の規定により、別添のとおり報告する。

- （注） 1 都道府県にあつては、別記様式第7号を添付する。
2 広域都道府県域事業実施主体（鳥獣被害防止総合支援事業）の添付する別添にあつては、別記様式第9号に準ずるものとする。また、広域都道府県域事業実施主体（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の添付する別添にあつては、別記3の別記様式第1号とする。

別記様式第3号（別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第6関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の評価報告
（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名 印

〔 又は
所在地
団体名
（協議会名）
代表者 印 〕

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記1の第6の1の（2）の規定により、別添のとおり報告する。

- （注） 1 都道府県にあつては、別記様式第8号を添付する。
2 広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記様式第10号を添付する。

別記様式第4号（別記1の第6の2関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕
又は
〔〇〇県（都道府）知事 殿〕

〇〇県（都道府）知事

氏名 印

〔 又は
所在地
団体名
（協議会名）
代表者 印 〕

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）に関する改善計画について

平成〇〇年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 実績及び改善計画
（改善計画は、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）

(様式) 被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥獣	被害防止計画の達成状況					達成率 (%)	備考
			目標 (年)	基準年 度の実績 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)		
被害防止計画 (被害の軽減目標)	被害金額 (千円)								
	被害面積 (ha)								

- (注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。
 2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。
 3 各指標ごとの合計も記載すること。
 4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

(様式) 施設の利用計画に係る部分 (整備事業を実施した場合に記載)

区分	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画 策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計画 策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)
	利用量 (km、ha等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 2 収支率は、収入／支出×100とする
 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。
 5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用等施設、捕獲技術高度化施設等と記載すること。

4 改善方策

(要領に定める事業評価報告書の事業効果及び評価の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

別記様式第5号（別記1の第4の3、別記3の第4の3関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕
又は
〔〇〇県（都道府）知事 殿〕

所在地

団体名

（協議会名）

代表者 役職 氏名 印

〔 又は
所在地
団体名
（協議会名）
代表者 印 〕

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の交付決定前着工（着手）届

平成〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着工（着手）することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着工（着手）予定年月日
- 4 竣工予定年月日
- 5 交付決定前着工（着手）を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着工・着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

別記様式第6号(別記1の第4の1、別記2の第3の1、別記3の第4の1関係)

〇〇県(都道府)計画(又は実績)

I 事業内容

1 事業費等

事業費	円	(うち交付金	円)	都道府県名	〇〇県(都道府)
うち地域提案メニュー分	円	(うち交付金	円)	事業実施年度	平成 年度
				管内市町村数	
				被害防止計画作成数(協議中含む)	(平成 年 月 至 時点)

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

3 課題を解決するための対応方針(上記の課題に対応させて記述すること。)

(上記の課題に対応するための都道府県としての方針を記述すること。)

4 県(都道府)の目標

(上記方針に従って、具体的な目標を記述すること。)

5 地域提案メニューの内容

(地域提案の背景、狙い及び具体的な内容等を記述すること。)

6 都道府県の補償計画の内容(鳥獣被害防止緊急補償活動支援事業を実施する場合のみ記載)

(上記対応方針や近年の増減傾向等を踏まえ、補償計画達成に向けた都道府県としての体制や方針、環境省の指定管理鳥獣補償事業との連携の考え方、効果的な補償実施のための庫庫の設定及び調整等の都道府県としての考え方を具体的に記載すること。)

本年度の都道府県内の有害捕獲計画(又は実績)									
対象鳥獣	重近3か年の有害捕獲実績(頭数)		有害捕獲計画(又は実績)数		上限庫価(円/羽・頭)	交付金額(円)	知理経費等(円)		
	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度					
							埋設経費		
							烙印経費		
							現地施設等経費		
							交付金額計(円)		

注1:必要に応じて行を追加すること。
注2:補償計画は被害防止計画を踏まえて記載するとともに、有害捕獲に限るものとする。

(事業概要)

(1)捕獲事業(鳥獣被害防止総合支援事業)概要

(2)駆除事業(鳥獣被害防止総合支援事業)概要

(3)被害防止計画の概要

(4)都道府県広域捕獲活動等(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要

(5)緊急補償活動(鳥獣被害防止緊急補償活動支援事業)の概要

別紙3

別紙4

別紙5

(事業の経費の配分)					(円)
推進交付金	事業費	交付金	都道府県費	市町村費	事業主体
うち都道府県広域捕獲活動等					
うち緊急補償活動					
整備交付金					
(都道府県附属事業経費)					(円)
事業費	交付金	取組内容			
附属事業費		(内訳を記載すること。)			

注1:取組内容については、農村振興局庫が別に定める附属事業費の使途基準により記載する。
注2:取組内容については、内容、数量×庫価、等を用いて記載すること。
注3:事業費の欄については、整備事業に要する総事業費を、交付金の欄については、事業費に10%を乗じて得た額の範囲内で記載する。

(別紙4) (4)都道府県広域捕獲活動等(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要

〇〇県(都道府)計画(又は実績)

1 広域捕獲活動(有害捕獲)

取組内容	事業費	国庫交付金	備 考
	円	円	
(具体的な内容及び積算)			
計			

2 新技術実証・普及活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備 考
	円	円	
(具体的な内容及び積算)			
計			

3 人材育成活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備 考
	円	円	
(具体的な内容及び積算)			
計			

4 総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。

2:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。

3:その他必要な参考資料等を添付すること。

(2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要(うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか)

[illegible]

II 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B) (C)+(D) +	負 担 区 分				備 考
		交付金 (A)	都道府費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
1 鳥獣被害防止総合対策推進交付金	円	円	円	円	円	
2 鳥獣被害防止総合対策整備交付金						
アイ事業費						
イ 附帯事務費						
合 計						

III 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

IV 収支予算（又は精算）
(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 鳥獣被害防止総合対策推進交付金	円	円	円	円	
2 鳥獣被害防止総合対策整備交付金					
3 その他の					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 鳥獣被害防止総合対策推進交付金	円	円	円	円	
2 鳥獣被害防止総合対策整備交付金					
アイ事業費					
イ 附帯事務費					
合 計					

注 区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

V 添付書類

交付申請及び実績報告の際には、都道府県の本交付金の交付に関する規定又は要綱を添付すること。
実績報告の際には、以下の資料を添付すること。 1 及び 2 の添付を原則とし、 3 については、 1 又は 2 との併用を可能とする。

- 1 整備事業にあつては、財産管理台帳の写し
- 2 推進事業にあつては、支払いごとの内訳を記載した帳簿等の写し
- 3 事業実績内訳明細書 (別紙様式)

(別紙)
事業実績内訳明細書
事業種類 ()

交 付 先	事 業 費 (A) + (B) + (C) + (D)	負 担 区 分				備 考
		交 付 金 (A)	都 道 府 県 費 (B)	市 町 村 費 (C)	そ の 他 (D)	
	円	円	円	円	円	
合 計						

- 注 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付書類を基に記入すること。
2 事業種類の()の欄は、推進事業、整備事業のいずれかを記入し、それぞれ別筆とすること。
3 備考の欄には、仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかなでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」)と記入すること。
4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第7号(別記1の第5の2、別記2の第4、別記3の第5の2関係)

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の実施状況報告(平成〇〇年度報告)

1 事業費等(事業実施状況)

事業費	円	円	円	円	円
うち地域提案メニュー分	円	円	円	円	円

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業実施以前における事業計画地区等における現状、課題及び対応方針等を数値等も交えて具体的に記述すること。)

3 都道府県が行った事業促進の取組

(上記の問題等に対応させて記述すること。)

4 事業の実施状況の概要

(地域提案メニューを含め事業の実施状況を記述すること。)

5 事業の実施状況を踏まえた今後の方向

(事業の実施状況を踏まえ、効果的、効果的な被害防止のための誘導方向を記載する。)

6 都道府県の捕獲実績の内容(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を実施する場合のみ記載)

(捕獲計画達成に向けた都道府県としての体制や方針、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業との連携状況、効果的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の都道府県としての対応状況等の事業実施状況を具体的に記載すること。)

本年度の都道府県内の有害捕獲実績数

対象鳥獣	直近3か年の有害捕獲実績(頭数)	有害捕獲上乗率(円/頭・頭)	交付金額(円)
	○年度 ○年度 ○年度	実績数(頭)	

注1:必要に応じて行を追加すること。
注2:捕獲計画は被害防止計画を踏まえて記載するとともに、有害捕獲に限るものとする。

(事業概要)

(1)推進事業(鳥獣被害防止総合支援事業)概要

別紙1

(2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)概要

別紙2

(3)被害防止計画の概要

別紙3

(4)都道府県広域捕獲活動等(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要

別紙4

(5)緊急捕獲活動(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の概要

別紙5

(事業の経費の配分)

	事業費	交付金	都道府県費	市町村費	その他	事業主体
推進交付金						
うち都道府県広域捕獲活動等						
うち緊急捕獲活動						
整備交付金						

(都道府県附帯事務費)

事業費	交付金	取組内容
		(内訳を記載すること。)

附帯事務費

注1: 取組内容については、農村振興局等が別に定める附帯事務費の取組基準により記載する。
注2: 取組内容については、内容、数量、単価 等を用いて記載すること。
注3: 事業費の欄については、整備事業に要する総事業費を、交付金の欄については、事業費に10%を乗じて得た額の充当率(二分の一)を乗じた得た額の範囲内で記載する。

37

(別紙2) (2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要
鳥獣被害防止総合支援事業の実施状況報告(平成〇〇年度報告)

1事業実施主体等

[illegible]

注1：事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。

2: 事業計画(又は実績)の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。

3: 鳥獣被害防止施設について、効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICTを用いたわなや、その他の捕獲施設との一体的な整備内容を事業内容の欄に記載する。

4: 捕獲技術高度化施設については、設備の概要を記載する。

5: 5法指定地域の有無の欄については、該当する地域指定がある場合は1、どの地域指定も該当しない場合は2を、記入する。資材費定額の欄のみの整備であっても記入する。

6: 備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円うち国費〇〇円」を同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

7: (*)については、単位当たりの単価(例:円/㎡)等を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載するとともに、その理由及び積算資料等を添付することとする。

8：地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条に基づき総合加工施設については、（六）と記載すること

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

二：鳥獸被害防止施設の場合には、侵入防止柵設置後の状況並びに鳥獸被害防止施設の整備を行う場合には、侵入防止柵設置後の状況並びに鳥獸被害防止施設における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

.....

(別紙4) (4)都道府県広域捕獲活動等(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の実施状況報告(平成〇〇年度報告)

1 広域捕獲活動(有害捕獲)

取組内容	事業費		備 考
		国庫交付金	
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

2 新技術実証・普及活動

取組内容	事業費		備 考
		国庫交付金	
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

3 人材育成活動

取組内容	事業費		備 考
		国庫交付金	
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

4 総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。

2:備考欄に捕獲実績(鳥獣及び捕獲頭数)を記載すること。なお、対象鳥獣は、イノシシ、シカ、クマ、サル、カモシカを基本としそれら以外はその他獣類及び鳥類で記載すること。

3:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。

4:その他必要な参考資料等を添付すること。

(2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要(うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか)

[illegible]

別記様式第9号（別記1の第4の1、別記3の第4の1関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
（北海道にあつては農林水産省農村振興局長）
（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

所在地

団体名
（協議会名）
代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合支援事業（及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の実施計画の（変更）承認申請について

平成〇〇年度において、鳥獣被害防止総合対策支援事業（及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記1の第1の2（別記1の第1の6）（別記3の第1の2）（別記3の第1の6）の規定に基づき、関係書類を提出する。

- （注） 1 関係書類として、別添1の事業実施計画書を添付すること。
2 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

○鳥獣被害防止総合支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（広域都道府県域計画（又は実績））関係
1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分				備考
			国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
鳥獣被害防止総合支援事業	推進事業 ○被害防止活動推進 1 推進体制の整備 2 有害捕獲 3 被害防除 4 生息環境対策 5 サル環境対策 6 他地域人材活用 ○実施隊特定活動 1 大規模緩衝帯整備 2 誘導捕獲柵などの導入 ○ICT等新技術実証 ○農業者団体等民間団体被害防止活動 整備事業 1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 （食肉利用等施設） （焼却施設） 3 捕獲技術高度化施設	円	円	円	円	円	
	小 計						
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	推進事業 緊急捕獲活動						
合 計	計						

注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 3 備考欄には、仕入れに係る消費税等控除相当額について、これを控除した場合には「除税額〇〇〇円。うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

2 事業の目的

--

3 計画の作成状況
(1) 被害防止計画の作成状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 4 条の規定に基づき被害防止計画の作成 ア 広域市町村域内の市町村が共同して作成 イ 広域市町村域内の各市町村ごとに作成	
上記以外の被害防止計画の作成	

(注) 被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

(2) 他の施策との関連状況

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に資する取組を行う	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）に基づく防除実施計画の作成	

(注) 1 事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づき計画を作成している場合は、該当欄に○印を記入すること。

4 事業実施体制
(1) 協議会の概要

協議会の名称 及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備考

(注) 協議会の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

(2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備考

(3) 地域における取組

具体的な取組内容	

(注) 鳥獣被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。あわせて、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る捕獲目標達成に向けた広域協議会としての体制や方針、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の広域協議会としての考え方を記載すること。

5 鳥獣被害防止総合支援事業の推進事業の内容

(1) 被害防止活動推進
① 推進体制に関する実施計画（又は実績）

開催年月日	会議名	内 容	事業費	負担区分				備考
				国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)			円	円	円	円	円	
(1 / 2 以内)								
計								

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
3 協議会等の活動について記入すること。

②有害捕獲に関する実施計画（又は実績）
ア 狩猟免許の取得

所属機関 の名称	免許の種 類	取得 人数	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県 費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1 / 2 以内)									
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

イ 有害捕獲に関する事項

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県 費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1 / 2 以内)									
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

③被害防除に関する実施計画（又は実績）
ア 現場技術指導者の育成

所属機関 の名称	育成人数	内 容	事業費	負担区分				備考
				国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)			円	円	円	円	円	
(1 / 2 以内)								
計								

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

イ 被害防除に関する事項

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1 / 2 以内)									
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

④生息環境管理に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1／2 以内)									
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑤サル複合対策に関する実施計画（又は実績）

	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1／2 以内)									
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑥他地域人材活用に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2 以内)									
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑦大規模緩衝帯の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
3 整備内容・規模の欄に伐採率等、整備範囲、農地等の防止対象区域が分かるような地図、規模決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

⑧誘導捕獲柵わなの整備計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 3 整備内容、設置場所の規模（設置数）、仕様図など決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

⑨ ICT 等新技術実証に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑩農業者団体等民間団体被害防止活動に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

6 鳥獣被害防止総合支援事業の整備事業の内容

(1) 施設整備地域の地域指定状況

市町村名	整備地域	地域指定状況				中山間地に 該当するか 否か	備 考
		山村	過疎	特農	半島	離島	

(注) 1 施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、該当する区分欄に○印を記入すること。
2 中山間地に該当するか否かの欄は、5 法指定地域のほか、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、豪雪地帯対策特別措置法第 2 条第 2 項に基づき指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜地帯、農業振興臨時特別措置法第 3 条に基づき指定された地域又は受益地内の平均 15 度以上の地域（水田地帯を除く）、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 19 等計第 956 号）において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のいずれかの地域に該当する場合に○を記入すること。

(2) 侵入防止柵等整備の現状及び計画

区分	対象鳥獣	整備済面積 (A)	要整備面積 (B)	整備計画面積 (C)	整備予定率 (A+C) / (A+B)	備考
侵入防止柵		ha (m)	ha (m)	ha (m)	%	

(注) 整備計画面積欄には、市町村内要整備面積のうち当該年度において施設の整備を計画している面積を記入すること。

(3) 鳥獣被害防止施設の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	整備地域	受益 戸数	実施内容	事業費	負担区分				補助率	備考
					国庫補助 金	都道府県費	市町村費	その他		
				円	円	円	円	円	%	
計										

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
- 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
- 3 侵入防止柵等の被害防止施設の設置場所が分かる地図、対象獣種及び柵の種類毎の1m当たり単価、柵の仕様の分かる資料、導入資材の内訳及び事業費の内訳の分かる資料等を添付すること。
- 4 効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICTを用いたわなや、その他の捕獲施設との一体的な整備内容を実施内容の欄に記載すること。
- 5 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産第9426号生産局長通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料を添付すること。
- 6 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。）を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載すること（別紙による記載も可）。
- 7 事業実施状況報告を提出する場合は、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

(4) 処理加工施設（食肉利用等施設・焼却施設）の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	整備地域	受益 戸数	実施内容	事業費	負担区分				補助率	備考
					国庫補助 金	都道府県費	市町村費	その他		
				円	円	円	円	円	%	
計										

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
3 処理する工事施設（食肉利用等施設・焼却施設）の設置場所、対象範囲が分かるような地図及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。
4 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産第94号生産局長通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料を添付すること。
5 実施内容の整備は施設の整備内容に加えて、費用対効果分析（有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援を含む。）を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのような効果をもたらすか具体的に必ず記載のこと（別紙による記載も可）。

(5) 捕獲技術高度化施設の整備計画（又は実績）

整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	負担区分			補助率	備考
				国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
			円	円	円	円	円	%
計								

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
3 捕獲技術高度化施設の設置場所が分かるような地図、施設の概要及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。
4 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産第94号生産局長通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料を添付すること。
5 実施内容の整備は施設の整備内容に加えて、費用対効果分析（有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援を含む。）を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのような効果をもたらすか具体的に必ず記載のこと（別紙による記載も可）。

7 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の内容
別添2

8 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する 経費（又は要 した経費） (A)+(B)+(C) + (D)	負 担 区 分				備 考
		国庫補助 金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
1 農付 山金鳥処（（捕山金推有被生サ他大誘ICT農防緊 漁村活性化対策整備交 害工利施術活の整備 被加肉却技村体捕防環複域模捕新者活捕 獣理食焼獲漁進害害息ル地規導等業止急	円	円	円	円	円	
2 農付						
合 計						

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

9 事業完了予定(又は完了) 年 月 日

10 収支予算（又は精算）
(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本 精算額)	前年度予算額 (又は本 精算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 農山漁村活性化対策整備交付金 鳥獣被害防止施設等（焼肉施設） （食肉却技術施設） （漁獲技術施設） （山金） （農付）	円	円	円	円	
2 農村活性化の整備 推進被害防止施設等 （焼肉却技術施設） （食肉却技術施設） （漁獲技術施設） （山金） （農付）	円	円	円	円	
3 自己資金					
合 計					

(2) 支出の部

区	分	本年度予算額 (又は、精算額)	前年度予算額 (又は、精算額)	比較増減		備考
				増	減	
1	農山漁村活性化対策整備交付金 鳥獣被害防止施設等設置事業 食肉処理施設等設置事業 漁獲技術高度化対策推進交付金	円	円	円	円	
2	農山漁村活性化対策整備 推進事業 被害防止施設等設置事業 漁獲技術高度化対策推進交付金	円	円	円	円	
合 計						

注 区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

- 1 1 添付書類
(1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
(2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
(3) 被害防止計画
(4) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

鳥獸被害防止緊急捕獲活動支援事業(広域都道府県域計画(又は実績))

事業実施主体名 (市面協議署名)	市町村	事業の 構成 市町村 機関等	①有償提供					②構想図体処理				③事務費(現地建設)			市町村による 補助金(合計) ⑦(=④+⑤) ×⑧	1項あたりの総資金額		市町村による 補助金(合計) ⑨(=⑦+⑧) ×⑩	備考	
			対象地区 対象地区 (数)	構想図数 構想図数 (数)	食料利用等 仕向の有 無	上乗率 (%)	補助金額 (円)	構想図体名 構想図体名 の名称及び 所在地	埋設 埋設 の名称及び 所在地	実地内容 の概要	補助金額 (円)	補助金額 (円)	市町村による 補助金(④) (円)	市町村による 補助金(⑤) (円)		合計構想図 金額(⑥+⑦) (円)	市町村による 補助金(⑧) (円)			市町村による 補助金(⑨) (円)
〇〇〇協議会	〇県	2	イナシ(成 数)	100	○	8,000	800,000	〇〇金庫 △△農××市	10	〇〇金庫 △△農××市	200,000				2,000	4,000	6,000	200,000	400,000	800,000
〇〇〇協議会	〇県	2	イナシ(成 数)	150	×	7,000	1,050,000	イナシ(成 数)												
〇〇〇協議会	〇県	2	イナシ(幼 数)	200	×	1,000	200,000	イナシ(幼 数)	5	〇〇農 △△農××市	100,000					4,000	4,000	800,000	800,000	
〇〇〇協議会	〇県	2	シカ(成数)	50	○	8,500	425,000	〇〇金庫 △△農××市	10	〇〇農 △△農××市	160,000				3,000	5,000	8,000	150,000	250,000	400,000
〇〇〇協議会	〇県	2	シカ(成数)	50	×	6,500	325,000	シカ(成数)												
〇〇〇協議会	〇県	2	シカ(幼数)	20	×	1,000	20,000	シカ(幼数)							1,500	3,500	5,000	30,000	70,000	100,000
〇〇〇協議会	△県	2	イナシ(成 数)	80	△	8,000	640,000	イナシ(成 数)							2,000	6,000	8,000	180,000	480,000	640,000
〇〇〇協議会	△県	2	イナシ(幼 数)	80	×	1,000	80,000	イナシ(幼 数)								3,000	3,000	240,000	240,000	
〇〇〇協議会	△県	2	サル(成数)	100	×	6,000	600,000	サル(成数)							2,500	3,000	5,500	250,000	300,000	550,000
〇〇〇協議会	□県	2	クマ(成数)	10	×	8,000	80,000	クマ(成数)							5,000	6,000	11,000	50,000	60,000	110,000
〇〇〇協議会	□県	2	カラス	15	×	200	3,000	カラス								1,000	1,000	15,000	15,000	
合 計				855			4,323,000				450,000							840,000	2,615,000	3,455,000

(協議会の記載例)

[illegible]

別記様式第 10 号（別記 1 の第 6 の 1 関係）

被害防止計画目標評価報告書

1. 対象地域及び実施期間

対象地域	
実施期間	

2. 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(年度)の実績値(A)	目標値(B)	目標年(年度)の実績値(C)	達成率(%) $A - C / A - B$	備考

3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	供用開始日	事業効果

4. 総合評価

(コメント)

5. 第三者の意見

(コメント)

- (注)：1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要綱別記 1 の第 6 の 1 に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。
- 2 3 の事業効果には、別記様式 8 号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広く定量的に記入すること。なお、処理加工施設や捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
- 3 4 の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
- 4 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

(別記 2)

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

第 1 事業の内容等

1 事業の内容（要綱別表 2 関係）

(1) 事業内容欄の 1 の「実施体制の整備」については、検討会の開催等により事業の実施体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。

ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題

イ 事業の目標

ウ 都道府県計画の作成・見直し

エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築

オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

カ その他必要な事項

(2) 事業内容欄の 2 の「広域捕獲活動（有害捕獲）」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。また、要綱第 3 の 2 の (3) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備

イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査の実施及び本調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供

ウ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲

エ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及

オ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立

(3) 事業内容欄の 3 の「新技術実証・普及活動」については、大量捕獲技術等の有害捕獲、追上げ・追払い等の被害防除、緩衝帯設置等の生息環境管理等の新技術の実証・普及活動を実施できるものとする。

(4) 事業内容欄の 4 の「人材育成活動」については、実施隊員確保のための研修会や被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等による被害防止に関する知識の普及を実施できるものとする。

2 補助対象経費

補助対象となる経費は、本事業に直接要する別表 4 に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

3 事業の委託等

都道府県は、要綱別表2の事業内容の欄の推進事業の一部を他のもの（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、都道府県が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50%を超えて委託することができるほか、都道府県の業務を請負又は役務要請で実施することができるものとする。

4 留意事項

都道府県は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

第2 交付率

1 要綱別表2の交付率欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、23,000千円以内とする。

2 要綱別表2の交付率欄の農村振興局長が別に定める有害捕獲における上限単価（消費税を除く。）は次に掲げるとおりとする。

(1) 箱わな

仕 様 (幅×奥行き)	獣 種	上限単価 (千円／基)
大型獣用 (3 m ² 以下)	主にイノシシ、シカ、クマ (サル用を兼ねる。)	9 6
中型獣用 (2 m ² 以下)	サル専用	8 5
小型獣用 (0. 5 m ² 以下)	アライグマ、ハクビシン、 ヌートリア等	1 7

注：「小型獣用」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。

(2) くくりわな

1 基当たり22千円とする。

(3) 囲いわな

1 m²当たり 38 千円とする。

(4) 誘導捕獲柵わな導入

1 m²当たり 38 千円とする。

3 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の 2 の上限単価を超える事業については、地方農政局長は整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合に助成できるものとする。

第3 事業の実施等の手続

1 都道府県計画の作成等

(1) 要綱別記 2 の第 1 の 1 の農村振興局長が別に定める都道府県計画は、別記 1 の別記様式第 6 号により作成するものとする。

(2) 要綱別記 2 の第 1 の 1 の農村振興局長が別に定める協議については別記 1 の別記様式第 1 号により行うものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記 2 の第 1 の 2 の農村振興局長が別に定める都道府県計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止とする。

3 事業の着工

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第 1 号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県知事は地方農政局長に提出するものとする。

第4 事業実施状況の報告

要綱別記 2 の第 5 の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の 9 月末日までに、別記様式第 2 号により行うものとする。

第5 事業の評価

要綱別記 2 の第 6 の事業の評価は、事業実施年度の翌年度に行い、要綱別記 1 の第 6 の 1 の (2) の報告とあわせて地方農政局長に報告するものとする。

別表 4 推進事業の補助対象経費

事業内容		補助対象経費
実施体制の整備 広域捕獲活動(有害捕獲)	会議開催	- 会場借料、会議用機械器具の借料 - 事務用品 - 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 - 書類等の印刷費及び製本費 - 郵便料、電信電話料及び運搬費
	研修会・講習会	- 会場借料、研修用機械器具の借料 - 事務用品及び印紙代 - 書類等の印刷費及び製本費 - 郵便料、電信電話料及び運搬費 - 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 - 研修教材費 - 研修・講習受講費用及び旅費
	生息・被害状況調査	- 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 - 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 - 事務用品、印紙代 - 書類等の印刷費及び製本費 - 郵便料、電信電話料及び運搬費 - 薬品類、調査機材及びその借料 - 調査に従事する者に対する保険代 - 車両の借料及びその燃料代
	捕獲活動	- 捕獲活動（捕獲個体処理を含む。）への役務要請に対する賃金 - 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 - 事務用品、印紙代 - 郵便料、電信電話料及び運搬費 - 捕獲に必要な機材（銃を除く。） - 捕獲機材の安全確保に必要な機材（銃の保管庫を除く。） - 止めさし資材、埋設資材 - 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 - 捕獲に従事する者に対する保険代 - 重機、車両の借料及びその燃料代 - 商品開発資材
新技術実証・普及活動	研修会	- 会場借料、研修用機械器具の借料 - 事務用品、印紙代 - 書類等の印刷費及び製本費 - 郵便料、電信電話料及び運搬費 - 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 - 研修教材費 - 技術研修・講習受講費用及び旅費
	技術実証	- 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 - 専門的知識を提供する者への旅費・謝金

		・ 事務用品、印紙代 ・ 技術実証資材 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
人材育成活動	研修会・講習会	・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 事務用品及び印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 研修・講習受講費用及び旅費

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、モンキードッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付の対象外とする。

別記様式第1号（別記2の第3の3関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）の交付決定前着手届

平成〇〇年度に交付対象計画として決定された都道府県計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第2号（別記2の第4関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）の
事業実施状況報告（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事
氏名 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林
水産事務次官依命通知）別記2の第4の規定により、別添のとおり報告する。

（注） 関係書類として、別記1の別記様式第7号を添付すること。

(別記 3)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

第 1 事業の取組等

1 事業の取組

要綱別表 3 に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業に係る被害を軽減するため、要綱別記 3 第 1 の 1 の被害防止計画の対象となっている市町村の区域（以下「市町村域」という。）において、被害防止計画に基づく有害捕獲を実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1) と同様の被害防止対策を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

要綱別表 3 の事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会等とは、協議会、都道府県及び市町村（協議会の構成員に限る。）とする。

第 2 事業の内容等

1 事業の内容

要綱別表 3 の事業内容欄の「有害捕獲」については、関係法令を遵守し、安全を確保した上で、次に掲げる事項に要する経費に対する支援を実施できるものとする。なお、要綱第 3 の 2 の (1) 鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲及び要綱第 3 の 2 の (2) 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動（有害捕獲）と重複して支援を受けることはできないものとする。

(1) 有害捕獲

(2) (1) により捕獲した個体の処理

2 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費は、1 の (1) 及び (2) に直接要する次に掲げるものとし、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

ア 有害捕獲に係る捕獲活動経費（有害捕獲許可に基づき捕獲されたものに限る。）

イ 捕獲個体の埋設・運搬経費（捕獲従事者自らが行う場合を除く。）

ウ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費

エ 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費

(2) なお、(1) のアの確認等に当たっては、次に掲げるところによるものとする。

ア 捕獲確認は、都道府県又は市町村の職員（確認者（処理加工施設での捕獲確認に限り、市町村長が認めた処理加工施設の職員を含む。））が捕獲現

場に直接赴き、捕獲個体を実際に確認する方法（現地確認）又は確認者が処理加工施設において、捕獲従事者の搬入した捕獲個体を実際に確認する方法（搬入確認）を基本とし、確認者は別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。なお、現地確認による場合、確認者は、スプレー等により捕獲個体の「尾」を着色するか又は「尾」（鳥類にあっては「両脚」）を回収するかのいずれかを行う。

イ 現地確認又は搬入確認によらない場合、確認者は次に掲げる物により、捕獲個体が本対策の補助対象であること確実に確認（書類確認）し、別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。

（ア）捕獲個体全体と捕獲従事者が写っており、捕獲日が確認できる写真（捕獲個体が、スプレー等でその識別が可能となるようマーキングされるとともに、原則としてその向きが「右向き」の状態（撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。）で、捕獲日が確認できるよう、その捕獲従事者と撮影された写真をいう。）

（イ）捕獲個体又はその部位（獣類にあっては原則として「尾」とし、鳥類にあっては原則として「両脚」とする。）

ウ 複数の者で捕獲する場合には、あらかじめ交付される経費の分配方法を定めるとともに、別紙に添付するものとする。

3 事業の委託

事業実施主体が都道府県の場合に限り、要綱別表3の事業内容欄の推進事業の一部の業務を他のものに委託することが合理的かつ効果的であると認められる業務については、都道府県知事が地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に他のものに委託することができるものとする。

4 留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

第3 交付率

要綱別表3の交付率の欄の農村振興局長が別に定める上限単価（有害捕獲に係る捕獲活動経費）は、次に掲げるとおりとする。

獣 種	捕獲個体の処理	上限単価 (円／頭・羽)
イノシシ、シカ (幼獣は除く)	食肉処理等のための施設において搬入確認した場合	9,000
	上記以外の場合	7,000

クマ、サル及びカモシカ（幼獣は除く）		8,000
その他の獣類		1,000
鳥類（卵の採取を含む）		200

注1：各上限単価は、地域における農林水産業の被害状況等を勘案の上、上限単価の範囲内で単価を設定することができるものとする。この場合、予算と捕獲計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画を上回る場合は、単価調整等の措置を講ずるものとする。

2：特定の鳥類について、事業を実施する地域における農林水産業に係る被害がイノシシ、シカ、サル等の獣による被害より大きく、当該鳥類の捕獲強化をさらに図ることが地域の農林水産業に係る被害の軽減をより促進するために必要な場合には、都道府県知事は地方農政局長と協議の上、1羽当たりの捕獲経費の1/2に相当する額又は1羽当たり1,000円のいずれか低い額を上限として単価を設定できるものとする。

なお、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2870号農林水産省生産局長通知）第5の1の注2に基づき単価を設定している場合は、地方農政局長と協議したものとする。

3：原子力災害対策特別措置法に基づく野生鳥獣肉の摂取制限又は出荷制限（以下「出荷制限等」という。）が指示されている地域におけるシカ及びイノシシ（幼獣は除く。）並びに福島県におけるシカ（幼獣は除く。）の上限単価は、一律8,000円/頭とする。

4：出荷制限等が指示されている地域のうち、県が定める出荷・検査方針に基づき管理され、計画出荷が認められた処理加工施設に搬入可能な地域において当該処理加工施設で搬入確認したシカ及びイノシシ（幼獣は除く。）の上限単価は9,000円/頭とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 要綱別記3の第1の2の農村振興局長が別に定める事業実施計画は、別表5の1に規定する事項を含めて作成するものとする。
- (2) 要綱別記3の第1の3の農村振興局長が別に定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙5により、要綱別記3の第1の2の広域都道府県計画にあっては、別記1の別記様式第9号により作成するものとする。
- (3) 要綱別記3の第1の3の提出及び同4の協議については、別記1の別記様式第1号により行うものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記3の第1の6の農村振興局長が別に定める都道府県計画及び広域都道府県計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しく

は廃止又は事業実施主体の変更とする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記 1 の別記様式第 5 号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県域計画に基づき事業を実施する事業実施主体にあつては地方農政局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあつては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

第 5 事業実施状況の報告

- 1 要綱別記 3 の第 5 の 1 の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、別表 5 の 2 に規定する事項を含めて作成するものとする。
- 2 要綱別記 3 の第 5 の 1 に定める広域都道府県域計画に基づく事業の実施状況報告及び同第 5 の 3 の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の 9 月末日までに、別記 1 の別記様式第 2 号により行うものとする。

第 6 事業の評価

要綱別記 3 の第 6 の事業の評価は、要綱別記 1 の第 6 の事業の評価と併せて行うものとする。

(別紙)

* 確認書類受付日	平成 年 月 日		
** 支払確認月日	平成 年 月 日		
所 属	氏 名	確認印	

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲確認書

捕獲従事者 氏 名	獣種名	成獣・ 幼獣別	頭数	捕獲 月 日	捕獲場所 (住所等)	確認方法	処理加工 施設の種類	確認者 所属・氏名

* 確認書類受付日は、確認書の提出を受け付けた日とする。

** 支払確認月日は、市町村が確認書を捕獲活動経費支払のために確認した日とする。

注 1：有害捕獲許可による捕獲に限る。

2：「捕獲場所」は、住所又は鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を示す地図を添付すること。

3：「確認方法」は、実際に行った捕獲確認方法（「現地確認」、「搬入確認」又は「書類確認」）を記載する。また、「現地確認」による場合は、証拠物の部位の名称とともに、当該部位を「着色」したか又は「回収」したかのいずれかを記載する。

4：「処理加工施設の種類」は、捕獲個体を搬入した処理加工施設の種類（食肉等に利用する上で必要な施設は「食肉」、焼却するための施設（減容化のための施設を含む。）は「焼却」）を記載する。

5：書類確認による場合は、捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。

6：複数の者で捕獲した場合には、交付額の分配方法を示した書類を添付すること。

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲に係る捕獲活動 経費の分配方法について

平成○年○月○日に実施する有害捕獲活動において交付される額の分配方法は、次のとおりとする。

(分配方法)

捕獲従事者氏名	住 所	印

別表 5

1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 事業実施体制 協議会の概要 4 事業に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容（捕獲計画の設定根拠含む。）、負担区分、獣種別単価及び予算が不足する場合の単価調整等の方法、鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業・整備事業）・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業・市町村単独事業等との連携

2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 3 事業内容に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）及び事業費、予算が不足した場合の単価調整等の方法、鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業・整備事業）・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業・市町村単独事業等との連携 4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標及び捕獲計画の達成状況に関する事項

別記様式第1号(別記3の第5の2関係)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(広域都道府県域)の実施状況報告(平成〇〇年度報告)

1 事業費等(事業実施状況)		事業実施主体名	事業実施年度	平成〇〇年度
事業費	円			
	(うち補助金 円)			

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

3 事業実施主体が行った事業促進の取組

(上記の課題に対応させて記述すること。)

4 事業の実施状況を踏まえた今後の方向

(事業の実施状況を踏まえ、効果的、効果的な被害防除のための誘導方策を記載する。)

5 捕獲実績の内容(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る部分)

(捕獲計画達成に向けた広域協議会としての体制や方針、効果的な捕獲実施のための単面の設定及び調整等の広域協議会としての対応状況等の事業実施状況を具体的に記載すること。)

(事業概要)
推進事業概要(有害捕獲)
別添

(別記 4)

鳥獣被害対策基盤支援事業

第 1 事業実施主体

- 1 要綱別表 4 の事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

なお、協議会は、要領別記 1 の第 1 の 4 の要件の全てを満たすものとする。

- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第 2 事業の内容等

1 事業の内容

(1) 地域リーダー育成研修事業

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、

- ①集落診断調査の指導や診断に基づく対策手法の提案を行い、地域の合意形成を図る技術を有し、地域ぐるみの対策を推進する上で中心的役割を果たす地域リーダー（集落）
- ②森林等の被害状況や鳥獣の生息状況等を判断し、森林での被害対策を推進する上で中心的役割を果たす地域リーダー（森林）
- ③広域的な被害状況等の把握、被害対策案の検討・作成、実施体制の組織化及び指導、対策の評価等を総合的に行う鳥獣被害対策コーディネーターを鳥獣の被害防止対策に係る基礎的な知識及び技術を有する者を対象として研修を行うことにより計画的に育成する。

ア 地域リーダー（集落）育成研修事業

(ア) 研修カリキュラムの作成

地域リーダー（集落）を育成するため、必要な研修カリキュラム（教材を含む。以下同じ。）を作成する。最終的に、研修結果を踏まえて教材を改訂し、報告書として取りまとめる。

(イ) 研修会の開催

(ア) の研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う地域リーダー（集落）を効率的に育成するため、全国 7 ヶ所以上でフィールド研修会を開催する。

(ウ) 事業実施体制の検討

(ア) 及び (イ) を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物等の被

害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 研修カリキュラムの作成
- c 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- d 研修対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

イ 地域リーダー（森林）育成研修事業

（ア）研修カリキュラムの作成

地域リーダー（森林）を育成するため、必要な研修カリキュラム（教材を含む。以下同じ。）を作成する。最終的に、研修結果を踏まえて教材を改訂し、報告書として取りまとめる。

（イ）研修会の開催

（ア）の研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う地域リーダー（森林）を効率的に育成するため、全国7ヶ所以上でフィールド研修会を開催する。

（ウ）事業実施体制の検討

（ア）及び（イ）を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物や森林・林業等の被害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 研修カリキュラムの作成
- c 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- d 研修対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

ウ 鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業

（ア）研修カリキュラムの作成

鳥獣被害対策コーディネーターを育成するため、必要な研修カリキュラム（教材を含む。以下同じ。）を作成する。最終的に、研修結果を踏まえて教材を改訂し、報告書として取りまとめる。

（イ）研修会の開催

（ア）の研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う鳥獣被害対策コーディネーターを効率的に育成するため、座学とフィールド研修を主体とし、全国2ヶ所以上延べ16日以上で研修会を開催する。

(ウ) 事業実施体制の検討

(ア) 及び (イ) を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物や森林・林業等の被害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 研修カリキュラムの作成
- c 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- d 研修対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

(2) 対策手法確立調査・実証事業

ア 新たな被害防止対策手法に関する調査

鳥獣被害防止対策に係る新技術や先進技術等について、全国4ヶ所以上で調査を行い、その効果を検証したものを報告書に取りまとめ、公表する。

イ 被害防止技術等に関する全国検討会の開催

鳥獣被害の現状と対策に係る普及啓発に資するため、アの調査課題に関する検討や、関連する技術等の展示を行う全国検討会（全国鳥獣被害対策サミット）を開催する。

ウ 委員会の開催

ア及びイを円滑かつ効率的に実施するため、鳥獣の生態や最新の捕獲技術、被害防止対策等について専門的な知識や技術等を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成するための具体的な方法
- (イ) アの調査対象の選定、調査方法及び取りまとめ方法等
- (ウ) 全国検討会の内容検討及び周知方法等
- (エ) 調査報告書の作成・配布・公表に関する事項
- (オ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (カ) その他必要な事項

(3) 利活用技術指導者育成研修事業

ア 研修カリキュラムの作成

捕獲した鳥獣の利活用に係る技術を普及するため、捕獲技術及び肉等の有効活用に係る知識並びに技術を有する技術指導者（以下「技術指導者」という。）を計画的に育成するための研修カリキュラムを作成する。

イ 研修会の開催

アの研修カリキュラムに基づき、捕獲した鳥獣の有効活用に寄与する技術指導者を効率的に育成するため、全国2ヶ所以上で研修会を開催する。

ウ 事業実施体制の検討

ア及びイを円滑かつ効率的に実施するために、捕獲した鳥獣の有効活用等に関する専門的知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- (イ) 研修カリキュラムの作成
- (ウ) 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- (エ) 研修対象者への周知方法
- (オ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (カ) その他必要な事項

(4) 鳥獣利活用推進支援事業

捕獲鳥獣を地域資源として有効活用し、農村地域の振興を図るため、捕獲から需要までの関係者で構成される全国的な検討体制を構築し、野生鳥獣肉（ジビエ）等（以下「ジビエ等」という。）の全国的な需要拡大及び利活用推進に資する、需要拡大、需要に対応した安定供給、流通体系の確立に向けた以下の取組を総合的に実施する。

ア 全国的な検討体制の構築

要綱別表4の採択要件4の（1）に定める者から構成される鳥獣利活用推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を構築し、運営方針を協議するとともに、イ～エに係る実施方針を検討し、実践する。

イ 需要拡大及び利活用推進に必要な取組

捕獲鳥獣の回収と食肉処理加工施設への搬入の効率化、現場の実態に対応した衛生管理ガイドライン周知徹底、安定供給のための取扱ルールの検討、消費者の認知度やニーズの把握など、捕獲、処理加工、供給、消費の各段階において、利活用推進のために必要となる取組を調査・検証・実施し、その成果を地方公共団体等の関係者に情報提供する。

ウ 需要拡大及び利活用推進に向けた普及啓発

需要者及び消費者等のジビエ等に対する関心を高め、ジビエ等の全国的な需要拡大と利活用推進を図るため、イベントや各種広報活動により普及啓発を行う。

エ その他事業の目的を達成するのに必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、コンソーシアムで検討の上、実施することができるものとする。

2 実施基準

- (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- (2) 推進事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

- (3) 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は別表6のとおりとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者（鳥獣の行動特性、被害防止対策に関する知見等を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

4 留意事項

事業実施主体は、鳥獣被害対策基盤支援事業を的確かつ効果的に実施するため、必要に応じて、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの協力を得るものとする。

第3 交付額

要綱別表4の交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、以下のとおりとする。

鳥獣被害対策基盤支援事業は、116, 144千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成

要綱別記4の第1の1の農村振興局長が別に定める事業実施計画の作成及び承認申請は、別記様式第1号によるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記4の第1の2の農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とする。

第5 事業実施状況の報告

要綱別記4の第5の事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第2号により農村振興局長に対して、事業実施状況報告書を提出して行うものとする。

第6 事業の評価

要綱別記4の第6の事業の評価は、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

別表 6 鳥獣被害対策基盤支援事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容	留 意 点
設 備 備 品 費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費	・取得単価が50万円以上の設備については、2社以上の見積書（当該設備を販売する社が1社しか存在しない場合を除く。）及びカタログを提出すること。
消 耗 品 費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費	
旅 費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。

		と。 ・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	
委 託 費	本事業の交付目的たる事業の一部（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の50%を超えることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
そ の 他	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。。

別記様式第1号（別記4の第4の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害対策基盤支援事業の実施計画の（変更）承認申請について

平成〇〇年度において、鳥獣被害対策基盤支援事業（地域リーダー育成研修事業（集落）、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修事業、対策手法確立調査・実証事業、利活用技術指導者育成研修事業又は鳥獣利活用推進支援事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記4の第1の1（別記4の第1の2）の規定に基づき、関係書類を提出する。

（注） 関係書類として、別添の鳥獣被害対策基盤支援事業（事業実施計画書）を添付すること。

(別添)

○ 鳥獣被害対策基盤支援事業（事業実施計画）

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫交付金	事業実施主体	
	(例1) ①研修カリキュラム及び教材の作成 ②研修会の開催 ③実施体制の整備 ④被害防止対策手法に関する調査 ⑤全国検討会の開催 ⑥報告書等の作成・配布 (例2) ①全国的な検討体制の構築 ②検討会の開催 ③利活用推進に必要な取組 ア 捕獲段階 イ 処理加工段階 ウ 供給段階 エ 消費段階 ④利活用推進に向けた普及啓発 ⑤その他()	千円	千円	千円	
	計				

注：事業名の欄には、地域リーダー育成研修事業（集落）、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修事業、対策手法確立調査・実証事業、利活用技術指導者育成研修事業又は鳥獣利活用推進支援事業のいずれかの事業名を記載する。

2 事業の目的

3-1 事業の内容（鳥獣利活用推進支援事業以外の事業）

（1）実施体制の整備

ア 委員会の概要

委員会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

（注）委員会の設置要領、関係機関との連携体制図を添付すること。

イ 委員会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

ウ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

（2）研修カリキュラムの概要

--

注1：研修カリキュラム（案）を添付すること。

2：地域リーダー育成研修事業（集落）、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修事業又は利活用技術指導者育成研修事業の場合に記載する。

（3）研修会の開催計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	研修内容	備考

注：地域リーダー育成研修事業（集落）、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修事業又は利活用技術指導者育成研修事業の場合に記載する。また、備考欄に周知方法を記載する。

(4) 被害防止対策手法に関する調査

調査・検証 時期	調査・検証 方法	調査・検証 対象	調査・検証の内容	備 考

注：対策手法確立・実証事業の場合に記載する。

(5) 報告書の作成・配布

報告書等の作成・配布の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	配布方法

注：地域リーダー育成研修事業（集落）の場合に記載する。

(6) 全国検討会（全国鳥獣被害対策サミット）の開催

内 容	開催場所	参加規模等

注1：検討会開催及び技術等の展示及び周知方法について具体的に記載する。

2：対策手法確立・実証事業の場合に記載する。

(7) 鳥獣利活用推進支援事業との連携内容

連携内容	備考

3-2 事業の内容（鳥獣利活用推進支援事業）

(1) 鳥獣利活用推進コンソーシアムの構成及び役割分担

コンソーシアム構築時期		
構成団体等	構成団体等が果たす役割	備考

注：事業内容に照らし、コンソーシアムの構成員と役割分担を具体的に記載する。

(2) 鳥獣利活用推進コンソーシアムによる検討会開催計画

開催予定時期	検討内容	備考

(3) 事業実施計画

① 利活用推進に必要な取組

取組内容	事業実施計画（具体的な調査・検証手段）	担当する構成団体等
捕獲段階		
① . . .		
② . . .		
③ . . .		
処理加工段		
① . . .		
② . . .		
③ . . .		
供給段階		
① . . .		
② . . .		
③ . . .		
消費段階		
① . . .		
② . . .		
③ . . .		
その他事業	目的を達成するために必要な取組	
① . . .		
② . . .		
③ . . .		

注：第2の1の（4）に定める事業内容を踏まえ、実施計画を具体的に記載する。

② 利活用推進に向けた普及啓発

普及啓発内容	普及啓発の対象及び具体的な方法	担当する構成団体等

注：第２の１の（４）に定める事業内容を踏まえ、実施計画を具体的に記載する。

（４）事業実施スケジュール

取組内容	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
①・・・												
②・・・												
③・・・												

注：取組内容は（３）事業実施計画の取組内容と整合をとる。

（５）その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：第２の１の（４）ア～ウのほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば、記載する。

（６）利活用技術指導者育成研修事業との連携内容

連携内容	備考

4 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		交付金 (A)	自己資金 (B)	
鳥獣被害防止総合対策推進交付金 鳥獣被害対策基盤支援事業 ①地域リーダー育成研修事業(集落) ②鳥獣被害対策コーディネーター等 育成研修事業 ③対策手法確立調査・実証事業 ④利活用技術指導者育成研修事業 ⑤鳥獣利活用推進支援事業	円	円	円	
合 計				

5 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

6 収支予算（又は精算）

（１） 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 鳥獣被害防止総合対策推進交付金 2 自 己 資 金	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
鳥獣被害防止総合対策推進交付金	円	円	円	円	
鳥獣被害対策基盤支援事業 ①地域リーダー育成研修事業(集落) ②鳥獣被害対策コーディネーター等 育成研修事業 ③対策手法確立調査・実証事業 ④利活用技術指導者育成研修事業 ⑤鳥獣利活用推進支援事業					
合 計					

注 区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

7 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記4の第5関係）

鳥獣被害対策基盤支援事業（〇〇〇事業）
事業実施状況報告書
（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記4の第5の規定により〇〇事業について別添のとおり報告する。

- （注）
- 1 〇〇事業については、地域リーダー育成研修事業（集落）、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修事業、対策手法確立調査・実証事業、利活用技術指導者育成研修事業又は鳥獣利活用推進支援事業のいずれかの事業名を記載するものとする。
 - 2 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

(別記5)

ジビエ倍增モデル整備事業（生産性向上型）

第1 事業の目標等

1 事業の目標

(1) 事業の目標は、次に掲げるものとする。

ア 年間で概ね1,000頭以上のシカ及びイノシシの処理頭数を確保すること。

イ 経営収支の黒字化に向けて、現況（平成28年度）に比して倍增以上の所得を確保すること。

(2) 事業の目標年度

本事業の目標年度は、平成31年度とする。

2 事業実施主体

要綱別表5の事業実施主体の欄の「農村振興局長が別に定めるコンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）とは、捕獲・搬送から処理加工、流通販売までの者から構成される組織であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有している組織とする。

3 コンソーシアムの要件

コンソーシアムが満たすべき要件は、次に掲げるものとする。

(1) コンソーシアムは、捕獲従事者、モデル地区内において拠点となる処理加工施設の運営者、当該施設が所在する都道府県及び市町村並びに民間事業者（食品関連事業者、流通販売事業者等）から構成されているものとし、その他本事業の実施に必要な者も加えることができるものとする。

(2) コンソーシアムが実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、コンソーシアムとしての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法並びにこれらの責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法並びにその責任者、内部監査の方法等を明確にした組織の運営に係る内容が記載された規約が定められていること。

(3) (2)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

4 費用対効果分析

要綱別表5の採択要件の欄の4の「すべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

5 地域主体の鳥獣被害防止対策

処理加工施設が所在する又は処理加工施設の整備を予定している市町村は、被害防止対策に効率的かつ効果的に取り組む観点から、鳥獣被害防止特措法第4条に基づく被害防止計画の作成を推進するものとする。

なお、被害防止計画の作成に当たっては、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について」（平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知）に留意するものとする。

6 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、当該施設の立地場所の選定、デザイン及び塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容（要綱別表5関係）

（1）事業内容の欄の1の「拠点整備事業」の「処理加工施設等の整備」については、次に掲げる施設について整備を実施できるものとする。

ア 処理加工施設（移動式解体処理車を含む。）

イ 保冷施設

ウ 焼却施設（減容化のための施設を含む。）

エ アからウまでに掲げる施設のほか、ジビエ等の利用のために必要な施設

（2）事業内容の欄の2の「推進事業」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。

ア 推進体制の整備

ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの安定供給を実現するため、コンソーシアムによる検討会の開催により、事業の推進体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。

（ア）事業の目標

（イ）事業実施計画の見直し

（ウ）関係機関の連携体制の構築

（エ）事業実施状況の把握及び事業成果の評価

（オ）その他必要な事項

イ ジビエのビジネスの展開に向けた地域の取組

（ア）捕獲・搬送・集荷・処理加工の技能向上

捕獲技術や処理加工技術、衛生管理レベル等を向上させるため、研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知等を実施できるものとする。

（イ）流通・消費等との連携

流通産業、外食産業その他の産業、学校給食、消費者等への普及のため、展示会等への参加やジビエ料理に関するセミナー、処理加工施設見学会等の開催等を実施できるものとする。

（ウ）ジビエ商品の開発、意向調査

地域の特色を活かした新たなジビエ商品等の開発、ジビエに関する意向調査等を実施できるものとする。

(エ) 販路開拓

ジビエの商品の新たな販路を開拓するため、商談会、試食会等の開催又はこれらへの参加、各種広報活動等を実施できるものとする。

ウ ICTによる情報管理の効率化

ICTの活用により捕獲・搬送から処理加工、流通販売における情報管理を効率化し、生産性向上の実証を実施できるものとする。

2 補助対象経費

推進事業の補助対象となる経費は、本事業に直接要する別記5別表1に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、書類によって金額等が確認できるものに限る。

3 事業の委託

事業実施主体は、要綱別表5の事業内容の欄の2の推進事業のうち、他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務については、推進事業の事業費の50%の範囲内において、その業務を委託することができるものとする。

4 留意事項

拠点整備事業にあつては、必要に応じて、コンソーシアムの構成員が実施できるものとする。

第3 交付率

要綱別表5の交付率の欄の拠点整備事業及び推進事業における農村振興局長が定める限度額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 拠点整備事業にあつては、事業実施主体当たりの限度額は1億円以内とする。

(2) 推進事業にあつては、事業実施主体当たりの限度額は2千万円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成等

(1) 事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、第1の1の事業の目標を実現するための事業実施計画を別記5様式第1号別添により作成し、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。ただし、事業実施計画の作成に当たっては、農村振興局長により選定されたマスタープランに基づくものとする。

(2) 要綱別記5の第1の1の「農村振興局長が別に定めるところにより」行うこととされている事業実施計画の承認の申請については、別記5様式第1号により行うものとする。なお、事業実施計画の作成に当たっては、別記5別表2に定める事項に留意するものとする。

2 事業実施計画等の承認

地方農政局長は、事業実施主体により提出された事業実施計画等について、要綱別表5の採択要件の欄に掲げる要件を総合的に評価し、適当であると認められるときは、承認するものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

要綱別記5の第1の3の「農村振興局長が別に定める重要な変更」は次に掲げるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業目標の変更

4 事業の着工

事業の着工（施設等の発注を含む。）又は着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着工（施設等の発注を含む。）又は着手を行う前にその旨を別記5様式第2号により、その理由を具体的に明記した交付決定前着工（着手）届を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

5 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業実施主体は、本事業により整備した施設等の管理運営を直接行い難しい場合、整備目的が確保される場合に限り、当該施設等の管理運営を行わせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（(2)により事業実施主体が団体に施設の管理運営を委託している場合にあつては、当該団体）に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長は、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うものとする。

6 事業名等の表示

事業実施主体は、本事業により整備した施設等に、事業名を表示するものとする。

第5 事業実施状況の報告

要綱別記5の第5の1の「農村振興局長が別に定めるところにより」行う事業の実施状況の報告については、別記5様式第1号別添に準じて作成し、事業実施年度の翌年度の9月末までに、別記5様式第3号により行うものとする。

第6 事業の評価

1 事業評価

要綱別記5の第6の1の(1)の評価の報告は、別記5様式第6号により作成し、目標年度の翌年度の9月末までに、別記5様式第4号により行うものとする。

2 改善計画

(1) 要綱別記5の第6の2の(1)の「目標の達成状況が低調である場合」とは、次に掲げる場合とする。

ア 年間処理頭数の目標達成率が70%未満であること。

イ コンソーシアムの構成員である処理加工施設の所得が現況より倍以上に増えていないこと。

(2) 要綱別記5の第6の2の(1)の改善計画の報告は、別記5様式第5号により行うものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を1年間延長し、再度、要綱別記5の第6の1の事業評価及び報告を行うものとする。

第7 国の助成措置

国は、補助事業者に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額することができるものとする。

第8 収益納付

1 要綱別記5の第7の1の「別に定めるところにより」行う事業の実施に係る収支の状況の報告については、事業実施主体が事業実施期間中及び事業実施期間終了後の5年間について、各年度の終了した日から90日以内に、別記5様式第7号により作成し、地方農政局長に報告することとする。

2 要綱別記5の第7の2の「別に定めるところにより」行う交付された交付金の納付については、事業実施期間終了後の5年間において、事業成果の実用化、知的財産権の譲渡、実施権の設定及びその他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた交付金の額を限度として、その収益の全部又は一部を地方農政局長に納付するものとする。

別記 5 別表 1

推進事業の補助対象経費

区 分	内 容
設 備 備 品	設備、物品の購入等に要する経費
消 耗 品	原材料、薬品類、各種事務用品等の購入に要する経費
旅 費	会議等への出席、各種調査、外部専門家の招へい等に要する経費
謝 金	調査補助、専門的知識の提供、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費
賃 金	コンソーシアムの運営に関する資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために雇用した者等に対する実働に応じた対価
研 修 費	研修会の開催、研修会への参加等に要する経費
役 務 費	それだけでは事業の成果として成り立たない分析、試験等を行う経費
委 託 費	本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の者に委託するのに要する経費
そ の 他	資料購入費、通信運搬費、印刷製本費、会場借料、自動車・資機材・施設等借上料、手数料、印紙代、I C Tシステムの導入、成果の発表に必要な経費、情報提供や普及啓発に必要な経費等

注：賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等について」（平成22年9月27日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。

注：設備、物品の借入（レンタル及びリース）に要する経費は交付の対象外とする。

別記 5 別表 2 事業実施計画作成に当たっての留意事項

事 項
1 既存の機械・施設（以下「施設等」という。）の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。
3 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
4 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
5 施設等の規模、利用料金等について、コンソーシアムを構成する地区に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
6 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率（費用対効果）が1.0以上であること。なお、投資効率（費用対効果）の算定の単位について、原則として、コンソーシアムを構成する地区（1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。）を単位とすること。
7 国庫補助金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
8 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
9 附帯施設について、不要なものがないこと。
10 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
11 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
12 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
13 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
14 適正な収支計画となっていること（収支については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること）。
15 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
16 処理加工施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。
17 処理加工施設を建設する場合は、被害を及ぼす鳥獣の捕獲計画が作成され、その計画に即した捕獲活動ができる体制となっていること。
18 捕獲した鳥獣の肉の処理加工施設を建設する場合は、食品衛生法等関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。
19 用地が確保されていること、又は確保されることが確実に見込まれること。農地法

及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。
20 施行方法の選択が適切にされていること。
21 入札の方法に関する知識を有していること。
22 地元関係者との合意形成が図られていること。
23 その他法律に定める基準等が満たされていること。

別記5様式第1号（別記5の第4の1関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者 印

平成〇〇年度ジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型）の事業実施計画の承認（変更）申請について

平成〇〇年度において、ジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記5の第1の1（別記5の第1の3）の規定に基づき、関係書類を提出する。

（注）関係書類として、別添のジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型）事業実施計画及び被害防止計画等を添付すること。

【別記 5 様式第 1 号 別添】

ジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型）
事業実施計画（又は実績）

事業実施年度
事業実施主体名
地区名

○ジビエ倍増モデル整備事業(生産性向上型) 事業実施計画(又は実績)

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分				備考
		国庫 交付金	都道 府県費	市町村費	その他	
1 拠点整備事業 (1) 処理加工施設等の整備 2 推進事業 (1) 推進体制の整備 (2) ジビエのビジネスの展開に向けた地域の取組 (3) ICTによる情報管理の効率化	千円	千円	千円	千円	千円	
計						

※ 負担区分その他の欄には、コンソーシアム又はコンソーシアム構成員(都道府県、市町村を除く。)の負担を記載する(以下同じ)。

2 事業の目的

--

3 事業の目標

区分	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成31年度)	目標値の考え方
年間処理頭数	頭	頭	
所得	円	円	

※ 目標値の考え方の欄には、目標設定(処理頭数及び所得倍増)の考え方及び実現性を具体的に記載する。

4 事業実施主体

(1) コンソーシアムの概要

名称	
事務局の名称・所在地	
代表者名	
担当者名	
連絡先 TEL FAX E-mail	

(2) コンソーシアムの構成員

構成員	所在地	担当者	連絡先 (TEL、FAX、E-mail)

※ コンソーシアムの規約、役員名簿、組織図等実施体制が分かる資料を添付すること。

5 ジビエ倍増モデル整備事業(生産性向上型)に関する事業構想

(1) モデル地区の事業構想

○地区の現状と課題 ○モデル地区の事業構想 ※ ジビエ利用に係る地区の現状と課題を踏まえ、モデル地区の整備及び推進方法、モデル地区の事業構想(捕獲・搬送・集荷・処理加工・流通・販売)について記載する。

(2)コンソーシアム構成員の役割

構成員	役割

※ 役割の欄には、コンソーシアム構成員の役割、拠点となる処理加工施設について具体的に記入する。

※ モデル地区構想やコンソーシアムの構成と役割を示した体制図を添付する。

(3)年間捕獲頭数(現況)

関係市町村	年間捕獲頭数 〔現況：平成28年度〕			備考
	シカ	イノシシ	計	
	頭	頭	頭	
計				

(4)年間処理頭数(現況、目標)

関係市町村	年間処理頭数 〔現況：平成28年度〕			年間処理頭数 〔目標：平成31年度〕			備考
	シカ	イノシシ	計	シカ	イノシシ	計	
	頭	頭	頭	頭	頭	頭	
計							

6 推進体制の整備

(1)検討会の開催

※ 事業の目標を実現するためコンソーシアムにおける検討会の開催について記載する。

(2) 事業内容

① 推進事業

事業内容	取組主体	事業内容の概要	事業費	負担区分				備考
				国庫 交付金	都道 府県費	市町村 費	その他	
			円	円	円	円	円	
計								

※ 事業内容の欄には、検討会の開催、研修の開催等の取組を記載する(以下同じ)。

※ 取組主体の欄には、コンソーシアム又はコンソーシアム構成員を記載する(以下同じ)。

※ 事業内容の概要の欄には、事業実施に係る経費の内訳(回数、人数、回数及び単価等)を記載する(以下同じ)。

7 ジビエのビジネスの展開に向けた地域の取組

7-1 捕獲・搬送・集荷計画

(1) 捕獲計画

※ ジビエ向けに鳥獣を捕獲する体制を強化するための取組計画(人材育成、捕獲技術向上等)、捕獲範囲を拡大(広域展開)するための取組計画について記載する。

(2) 搬送・集荷計画

※ 捕獲現場からの搬送・集荷の取組計画について記載する。

※ 搬入先の処理加工施設との連携(捕獲個体の買取、搬入時のルール等)に関する取組計画について記載する。

(3) 事業内容

① 拠点整備事業

事業内容	対象鳥獣	施設等の名称	工種・構造・面積等	能力・処理量	事業費	負担区分				完了予定年月日	備考
						国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他		
					円	円	円	円	円		
計											

※ 拠点整備事業を実施する場合には、移動式解体処理車等の活用に関する取組計画とその取組に係る経費について記載する。

② 推進事業

事業内容	取組主体	事業内容の概要	事業費	負担区分				備考
				国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
			円	円	円	円	円	
計								

※ 推進事業を実施する場合には、捕獲技術を向上させるために必要な研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知など捕獲・搬送・集荷の技能向上に関する取組計画とその取組に係る経費について記載する。

7-2 処理加工計画

(1) 年間処理頭数(現況、目標)

施設名	年間処理頭数 〔現況:平成28年度〕			年間処理頭数 〔目標:平成31年度〕			備考
	一次加工 のみ	二次加工 まで	計	一次加工 のみ	二次加工 まで	計	
	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	
	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	
計	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	

※ 「一次加工のみ」とは枝肉加工までのことで、「二次加工まで」とは精肉又は部分肉までの加工のこととする。

※ 表中の上段には処理頭数を、下段には食肉重量(枝肉の場合は備考の欄に枝肉と記載)を記載する。

※ 備考の欄には、処理頭数の増加理由を記載する。

(2) 処理加工体制

※ 処理加工体制(処理加工施設の経営形態(公設民営等)、人材育成、技術向上等)に関する取組計画について記載する。

※ 処理加工担当者の作業能力(処理可能頭数/日×年間実働日数)について記載する。

(3) 衛生管理体制

※ 処理加工施設の衛生管理体制(衛生管理認証の取得等)に関する取組計画について記載する。

※ 既に衛生管理認証を取得している施設については、衛生管理の向上に関する取組計画を記載する。

(4)在庫調整

※ 捕獲個体の在庫量の調整管理等に関する取組計画について記載する。

(5)解体処理残渣の取扱

※ 解体処理残渣の取扱(ペットフード等への利用を含む。)に関する新たな取組計画について記載する。

(6)事業内容

①拠点整備事業

事業内容	対象鳥獣	施設等の名称	工種・構造・面積等	能力・処理量	事業費	負担区分				完了予定年月日	備考
						国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他		
					円	円	円	円	円		
計											

※ 推進事業を実施する場合には、処理加工施設等の捕獲鳥獣を食肉等に利用するために必要な施設等の整備に関する取組計画とその取組に係る経費について記載する。

②推進事業

事業内容	取組主体	事業内容の概	事業費	負担区分				備考
				国庫	都道	市町村	その他	

		要		交付金	府県費	費		
			円	円	円	円	円	
計								

※ 推進事業を実施する場合には、処理加工技術、衛生管理レベル等を向上させるために必要な研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知など処理加工の体制整備に関する取組計画とその取組に係る経費について記載する。

7-3 マーケティング計画

(1) 商品計画

※ 顧客の設定、ニーズの把握とそれに応じた商品開発、地域の特色を活かした新たなジビエ商品等の開発及びジビエに関する意向調査等等に関する取組計画について記載する。

(2) 販売計画

※ 取扱商品に適した流通経路、部位別の価格設定、販売方法に関する取組計画について記載する。
 ※ 流通産業や外食産業、その他産業、学校給食、消費者等への普及のため、展示会等への参加やジビエ料理に関するセミナー、処理加工施設見学会等の開催等に関する取組計画について記載する。

(3) 販路開拓計画

※ ジビエの商品の新たな販路を開拓するための商談会や試食会等の開催又は参加及び各種広報活動等に関する取組計画について記載する。

(4) 事業内容

① 推進事業

事業内容	取組主体	事業内容の概要	事業費	負担区分				備考
				国庫 交付金	都道 府県費	市町村 費	その他	
			円	円	円	円	円	
計								

※ 拠点整備事業を実施する場合には、①ジビエ商品の開発、意向調査、②流通・消費等との連携、③販路開拓に関する取組計画とその取組に係る経費について記載する。

7-4 その他計画

(1) 計画

※ その他、地域独自の取組計画があれば記載する。

(2) 事業内容

① 推進事業

事業内容	取組主体	事業内容の概要	事業費	負担区分				備考
				国庫 交付金	都道 府県費	市町村 費	その他	
			円	円	円	円	円	
計								

8 ICTによる情報管理の効率化

(1) 計画

※ 捕獲から流通におけるICTの導入の取組計画について記載する。

(2) 事業内容

① 推進事業

事業内容	取組主体	事業内容の概要	事業費	負担区分				備考
				国庫 交付金	都道 府県費	市町村 費	その他	
			円	円	円	円	円	
計								

9 収支計画

区分	項目	現況 〔平成28年度〕	目標 〔平成31年度〕	増減理由
収入		千円	千円	
支出		千円	千円	
		千円	千円	
		千円	千円	
所得(収入－支出)		千円	千円	

※ コンソーシアム内の各処理加工施設について、収入の欄に施設の販売収入等を、支出の欄に所要経費を項目毎に集計し、記載するとともに、その算定根拠を添付する。

※ 増減理由欄には現況－目標の増減に係る事項を記載する。

10 費用対効果分析

--

※ 拠点整備事業を実施する場合には、費用対効果分析の算定結果を記載する。

※ 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について(平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知)」の「第4 投資効率等の算定」の表に従いとりまとめた結果とその算定根拠を添付する。

11 添付資料

規約、各種規程、名簿、推進体制図、費用対効果分析及び費用対効果分析の各種数値等の根拠資料、収支予算、委託契約案、施設図面や見取図、施設の概要が分かるもの、見積書、経費使用の根拠(謝金、旅費等の単価の根拠等)、事業実施計画に記載されている各種数値等の根拠、その他内容を補足する資料や確認できる資料を添付する。

別記5様式第2号（別記5の第4の4関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者

印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（ジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型））の交付決定前着工（着手）届

平成〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着工（着手）することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着工（着手）予定年月日
- 4 竣工予定年月日
- 5 交付決定前着工（着手）を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着工・着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記5様式第3号（別記5の第5関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（ジビエ倍增モデル整備事業（生産性向上型））の
事業実施状況報告（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記5の第5の規定により、別添のとおり報告する。

（注）事業実施主体の添付する別添にあつては、別記5様式第1号別添に準ずるものとする。

別記5様式第4号（別記5の第6の1関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（ジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型））の評価報告
（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記5の第6の1の（1）の規定により、別添のとおり報告する。

（注）事業実施主体の添付する別添にあつては、別記5様式第6号を添付する。

別記5様式第5号（別記5の第6の2関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者 印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（ジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型））に関する改善計画について

平成〇〇年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 実績

（下記の様式によりコンソーシアム内各施設の達成状況を作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）
（様式）事業実施計画の目標の達成状況

施設名	区分	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成31年度)	実績値 (平成31年度)	備考
	年間処理頭数	頭	頭	頭	
	所得	円	円	円	
	年間処理頭数	頭	頭	頭	
	所得	円	円	円	

(注)「現状値」、「目標値」は、事業実施計画と整合をとること。

4 改善計画

(要領に定める事業評価報告書の評価の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

別記5様式第6号（別記5の第6の1関係）

事業実施計画目標評価報告書

1. 対象地域及び実施期間

対象地域	
実施期間	

2. 事業実施計画目標の達成状況

区分	現状値 (平成28年度) (A)	目標値 (平成31年度) (B)	実績値 (平成31年度) (C)	達成状況	備 考
年間処理頭数	頭	頭	頭		
所得	円	円	円		

3. 目標達成のために実施した各事業の内容と評価

区分	事業内容	取組主体	評 価
拠点整備事業			
推進事業			

4. 総合評価

(コメント)

- (注)：1 事業実施計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要綱別記5の第6の2に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。
- 2 1の対象地域には、コンソーシアムを構成する都道府県、市町村を記入すること。
- 3 2の達成状況には、年間処理頭数については $C/B \times 100$ により達成率(%)を、所得については実績値が目標値を上回っている場合には○を記入すること。
- 4 3の評価には、事業の実施により発現した効果を幅広かつ定量的に記入すること。
- 5 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。

別記5様式第7号（別記5の第8の1関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（ジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型））の
収支状況報告（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記5の第7の規定により、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業成果の実用化等により得られた収益の累計額
- 2 事業成果の実用化等に係る費用の総額
- 3 交付金の確定額
- 4 前年度までの収益納付額
- 5 本年度の収益納付額

- (注) : 1 収益計算書等の収益や費用の発生状況を示す資料を添付することとする。
- 2 「本年度の収益納付額」については、「交付金の確定額」から「前年度までの収益納付額」を減じた額を上限とし、「事業成果の実用化等により得られた収益の累計額」から「事業成果の実用化等に係る費用の総額」と「前年度までの収益納付額」を減じた額とする。

(別記6)

ジビエ倍增モデル整備事業（需要拡大型）

第1 事業の目標等

1 事業の目標

(1) 事業の目標は、次に掲げるものとする。

ア 年間で概ね1,000頭以上のシカ及びイノシシの処理頭数を確保すること。

イ 経営収支の黒字化に向けて、現況（平成28年度）に比して倍增以上の所得を確保すること。

(2) 事業の目標年度

本事業の目標年度は、平成31年度とする。

2 事業実施主体

要綱別表6の事業実施主体の欄の「農村振興局長が別に定めるコンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）とは、捕獲・搬送から処理加工、流通販売までの者から構成される組織であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有している組織とする。

3 コンソーシアムの要件

コンソーシアムが満たすべき要件は、次に掲げるものとする。

(1) コンソーシアムは、捕獲従事者、モデル地区内において拠点となる処理加工施設の運営者、当該施設が所在する都道府県及び市町村並びに民間事業者（食品関連事業者、流通販売事業者等）から構成されているものとし、その他本事業の実施に必要な者も加えることができるものとする。

(2) コンソーシアムが実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、コンソーシアムとしての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法並びにこれらの責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法並びにその責任者、内部監査の方法等を明確にした組織の運営に係る内容が記載された規約が定められていること。

(3) (2)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

4 費用対効果分析

要綱別表6の採択要件の欄の4の「すべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

5 地域主体の鳥獣被害防止対策

処理加工施設が所在する又は処理加工施設の整備を予定している市町村は、被害防止対策に効率的かつ効果的に取り組む観点から、鳥獣被害防止特措法第4条に基づく被害防止計画の作成を推進するものとする。

なお、被害防止計画の作成に当たっては、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について」（平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知）に留意するものとする。

6 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、当該施設の立地場所の選定、デザイン及び塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容（要綱別表6関係）

（1）事業内容の欄の1の「拠点整備事業」の「処理加工施設等の整備」については、次に掲げる施設について整備を実施できるものとする。

ア 処理加工施設（移動式解体処理車を含む。）

イ 保冷施設

ウ 焼却施設（減容化のための施設を含む。）

エ アからウまでに掲げる施設のほか、ジビエ等の利用のために必要な施設

（2）事業内容の欄の2の「推進事業」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。

ア 推進体制の整備

ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの安定供給を実現するため、コンソーシアムによる検討会の開催により、事業の推進体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。

（ア）事業の目標

（イ）事業実施計画の見直し

（ウ）関係機関の連携体制の構築

（エ）事業実施状況の把握及び事業成果の評価

（オ）その他必要な事項

イ ジビエのビジネスの展開に向けた地域の取組

（ア）捕獲・搬送・集荷・処理加工の技能向上

捕獲技術、処理加工技術、衛生管理レベル等を向上させるため、研修会の開催、研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知等を実施できるものとする。

（イ）流通・消費等との連携

流通産業、外食産業その他の産業、学校給食、消費者等への普及のため、展示会等への参加やジビエ料理に関するセミナー、処理加工施設見学会等の開催等を実施できるものとする。

（ウ）ジビエ商品の開発、意向調査

地域の特色を活かした新たなジビエ商品等の開発、ジビエに関する意向調査等を実施できるものとする。

(エ) 販路開拓

ジビエの商品の新たな販路を開拓するため、商談会、試食会等の開催又はこれらへの参加、各種広報活動等を実施できるものとする。

ウ ICTによる情報管理の効率化

ICTの活用により捕獲・搬送から処理加工、流通販売における情報管理を効率化し、生産性向上の実証を実施できるものとする。

2 補助対象経費

推進事業の補助対象となる経費は、本事業に直接要する別記6別表1に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、書類によって金額等が確認できるものに限る。

3 事業の委託

事業実施主体は、要綱別表6の事業内容の欄の2の推進事業のうち、他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務については、推進事業の事業費の50%の範囲内において、その業務を委託することができるものとする。

4 留意事項

拠点整備事業にあつては、必要に応じて、コンソーシアムの構成員が実施できるものとする。

第3 交付率

要綱別表6の交付率の欄の拠点整備事業及び推進事業における農村振興局長が定める限度額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 拠点整備事業にあつては、事業実施主体当たりの限度額は、7千万円以内とする。

(2) 推進事業にあつては、事業実施主体当たりの限度額は、2千万円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、第1の1の事業の目標を実現するための事業実施計画を別記6様式第1号別添により作成し、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。ただし、事業実施計画の作成に当たっては、農村振興局長により選定されたマスタープランに基づくとともに、別記6別表2に定める事項に留意するものとする。

2 事業実施計画等の承認

地方農政局長は、事業実施主体により提出された事業実施計画等について、要綱別表6の採択要件の欄に掲げる要件を総合的に評価し、適当であると認められるときは、承認するものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

要綱別記6の第1の3の「農村振興局長が別に定める重要な変更」は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業目標の変更

4 事業の着工

事業の着工（施設等の発注を含む。）又は着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着工（施設等の発注を含む。）又は着手を行う前にその旨を別記 6 様式第 2 号により、その理由を具体的に明記した交付決定前着工（着手）届を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

5 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業実施主体は、本事業により整備した施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、整備目的が確保される場合に限り、当該施設等の管理運営を行わせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（(2)により事業実施主体が団体に施設の管理運営を委託している場合にあっては、当該団体）に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長は、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うものとする。

6 事業名等の表示

事業実施主体は、本事業により整備した施設等に事業名を表示するものとする。

第 5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の実施状況について、実施年度の翌年度の 9 月末までに、別記 6 様式第 3 号により行うものとする。

第 6 事業の評価

1 事業評価

要綱別記 6 の第 6 の 1 の (1) の評価の報告は、別記 6 様式第 6 号により作成し、目標年度の翌年度の 9 月末までに、別記 6 様式第 4 号により行うものとする。

2 改善計画

- (1) 要綱別記6の第6の2の(1)の「目標の達成状況が低調である場合」とは、次に掲げる場合とする。
- ア 年間処理頭数の目標達成率が70%未満であること。
 - イ コンソーシアムの構成員である処理加工施設の所得が現況より倍以上に増えていないこと。
- (2) 要綱別記6の第6の2の(1)の改善計画の報告は、別記6様式第5号により行うものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を1年間延長し、再度、要綱別記6の第6の1の事業評価及び報告を行うものとする。

第7 国の助成措置

国は、補助事業者に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額することができるものとする。

第8 収益納付

事業実施主体は、本事業の実施に係る収支の状況について、事業実施期間中及び事業実施期間終了後の5年間、各年度の終了した日から90日以内に、別記6様式第7号により作成し、地方農政局長に報告するものとする。

別記6別表1

推進事業の補助対象経費

区 分	内 容
設 備 備 品	設備、物品の購入等に要する経費
消 耗 品	原材料、薬品類、各種事務用品等の購入に要する経費
旅 費	会議等への出席、各種調査、外部専門家の招へい等に要する経費
謝 金	調査補助、専門的知識の提供、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費
賃 金	コンソーシアムの運営に関する資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために雇用した者等に対する実働に応じた対価
研 修 費	研修会の開催、研修会への参加等に要する経費
役 務 費	それだけでは事業の成果として成り立たない分析、試験等を行う経費
委 託 費	本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の者に委託するのに要する経費
そ の 他	資料購入費、通信運搬費、印刷製本費、会場借料、自動車・資機材・施設等借上料、手数料、印紙代、I C Tシステムの導入、成果の発表に必要な経費、情報提供や普及啓発に必要な経費等

注：賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。

注：設備、物品の借入（レンタル及びリース）に要する経費は交付の対象外とする。

別記 6 別表 2 事業実施計画作成に当たっての留意事項

事 項
1 既存の機械・施設（以下「施設等」という。）の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。
3 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
4 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
5 施設等の規模、利用料金等について、コンソーシアムを構成する地区に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
6 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率（費用対効果）が1.0以上であること。なお、投資効率（費用対効果）の算定の単位について、原則として、コンソーシアムを構成する地区（1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。）を単位とすること。
7 国庫補助金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
8 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
9 附帯施設について、不要なものがないこと。
10 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
11 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
12 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
13 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
14 適正な収支計画となっていること（収支については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること）。
15 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
16 処理加工施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。
17 処理加工施設を建設する場合は、被害を及ぼす鳥獣の捕獲計画が作成され、その計画に即した捕獲活動ができる体制となっていること。
18 捕獲した鳥獣の肉の処理加工施設を建設する場合は、食品衛生法等関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。
19 用地が確保されていること、又は確保されることが確実に見込まれること。農地法

及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。
20 施行方法の選択が適切にされていること。
21 入札の方法に関する知識を有していること。
22 地元関係者との合意形成が図られていること。
23 その他法律に定める基準等が満たされていること。

別記6様式第1号（別記6の第4の1関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあっては、農林水産省農村振興局長
 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地
団体名
代表者 印

平成〇〇年度ジビエ倍増モデル整備事業（需要拡大型）の事業実施計画の承認
（変更）申請について

平成〇〇年度において、ジビエ倍増モデル整備事業（需要拡大型）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記6の第1の1（別記6の第1の3）の規定に基づき、関係書類を提出する。

（注）関係書類として、別添のジビエ倍増モデル整備事業（需要拡大型）事業実施計画及び被害防止計画等を添付すること。

【別記6様式第1号 別添】

ジビエ倍増モデル整備事業(需要拡大型)
事業実施計画(又は実績)

事業実施年度
事業実施主体名
地区名

○ジビエ倍增モデル整備事業(需要拡大型) 事業実施計画(又は実績)

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分				備考
		国庫 交付金	都道 府県費	市町村費	その他	
1 拠点整備事業 (1) 処理加工施設等の整備 2 推進事業 (1) 推進体制の整備 (2) ジビエのビジネスの展開に向けた地域の取組 (3) ICTによる情報管理の効率化	千円	千円	千円	千円	千円	
計						

※ 負担区分その他の欄には、コンソーシアム又はコンソーシアム構成員(都道府県、市町村を除く。)の負担を記載する(以下同じ。)

2 事業の目的

--

3 事業の目標

区分	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成31年度)	目標値の考え方
年間処理頭数	頭	頭	
所得	円	円	

※ 目標値の考え方の欄には、目標設定(処理頭数及び所得倍增)の考え方及び実現性を具

体的に記載する。

4 事業実施主体

(1) コンソーシアムの概要

名称	
事務局の名称・所在地	
代表者名	
担当者名	
連絡先 TEL FAX E-mail	

(2) コンソーシアムの構成員

構成員	所在地	担当者	連絡先 (TEL、FAX、E-mail)

※ コンソーシアムの規約、役員名簿及び組織図等実施体制が分かる資料を添付すること。

5 ジビエ倍増モデル整備事業(需要拡大型)に関する事業構想

(1) モデル地区の事業構想

○地区の現状と課題 ○モデル地区の事業構想 ※ ジビエ利用に係る地区の現状と課題を踏まえ、モデル地区の整備及び推進方法並びにモデル地区の事業構想(捕獲・搬送・集荷・処理加工・流通・販売)について記載する。

(2) コンソーシアム構成員の役割

--

構成員	役割

※ 役割の欄には、コンソーシアム構成員の役割及び拠点となる処理加工施設について具体的に記入する。

※ モデル地区構想やコンソーシアムの構成と役割を示した体制図を添付する。

(3)年間捕獲頭数(現況)

関係市町村	年間捕獲頭数 〔現況：平成28年度〕			備考
	シカ	イノシシ	計	
	頭	頭	頭	
計				

(4)年間処理頭数(現況、目標)

関係市町村	年間処理頭数 〔現況：平成28年度〕			年間処理頭数 〔目標：平成31年度〕			備考
	シカ	イノシシ	計	シカ	イノシシ	計	
	頭	頭	頭	頭	頭	頭	
計							

6 推進体制の整備

(1)検討会の開催

※ 事業の目標を実現するためコンソーシアムにおける検討会の開催について記載する。

①推進事業

- ※ 事業内容の欄には、検討会の開催、研修の開催等の取組を記載する(以下同じ。)
- ※ 取組主体の欄には、コンソーシアム又はコンソーシアム構成員を記載する(以下同じ。)
- ※ 事業内容の概要の欄には、事業実施に係る経費の内訳(回数、人数、回数及び単価等)を記載する(以下同じ。)

7-1 捕獲・搬送・集荷計画

※ ジビエ向けに鳥獣を捕獲する体制を強化するための取組計画(人材育成、捕獲技術向上等)及び捕獲範囲を拡大(広域展開)するための取組計画について記載する。

- ※ 捕獲現場からの搬送・集荷の取組計画について記載する。
- ※ 搬入先の処理加工施設との連携(捕獲個体の買取、搬入時のルール等)に関する取組計画について記載する。

①拠点整備事業

事業内容	対象鳥獣	施設等の名称	工種・構造・面積等	能力・処理量	事業費	負担区分				完了予定年月日	備考
						国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他		
					円	円	円	円	円		
計											

※ 拠点整備事業を実施する場合には、移動式解体処理車等の活用に関する取組計画とその取組に係る経費について記載する。

②推進事業

事業内容	取組主体	事業内容の概要	事業費	負担区分				備考
				国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
			円	円	円	円	円	
計								

※ 推進事業を実施する場合には、捕獲技術を向上させるために必要な研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知など捕獲・搬送・集荷の技能向上に関する取組計画とその取組に係る経費について記載する。

7-2 処理加工計画

(1)年間処理頭数(現況、目標)

施設名	年間処理頭数	年間処理頭数	
-----	--------	--------	--

	〔現況：平成28年度〕			〔目標：平成31年度〕			備考
	一次加工のみ	二次加工まで	計	一次加工のみ	二次加工まで	計	
	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	
	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	
計	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	

※ 「一次加工のみ」とは枝肉加工までのことで、「二次加工まで」とは精肉又は部分肉までの加工のこととする。

※ 表中の上段には処理頭数を、下段には食肉重量(枝肉の場合は備考の欄に枝肉と記載)を記載する。

※ 備考の欄には、処理頭数の増加理由を記載する。

(2) 処理加工体制

※ 処理加工体制(処理加工施設の経営形態(公設民営等)、人材育成、技術向上等)に関する取組計画について記載する。

※ 処理加工担当者の作業能力(処理可能頭数/日×年間実働日数)について記載する。

(3) 衛生管理体制

※ 処理加工施設の衛生管理体制(衛生管理認証の取得等)に関する取組計画について記載する。

※ 既に衛生管理認証を取得している施設については、衛生管理の向上に関する取組計画を記載する。

(4) 在庫調整

※ 捕獲個体の在庫量の調整管理等に関する取組計画について記載する。

(5)解体処理残渣の取扱

※ 解体処理残渣の取扱(ペットフード等への利用を含む。)に関する新たな取組計画について記載する。

(6)事業内容

①拠点整備事業

事業内容	対象鳥獣	施設等の名称	工種・構造・面積等	能力・処理量	事業費	負担区分				完了予定年月日	備考
						国庫 交付金	都道 府県費	市町村費	その他		
					円	円	円	円	円		
計											

※ 拠点整備事業を実施する場合には、処理加工施設等の捕獲鳥獣を食肉等に利用するために必要な施設等の整備に関する取組計画とその取組に係る経費について記載する。

②推進事業

事業内容	取組主体	事業内容の概要	事業費	負担区分				備考
				国庫 交付金	都道 府県費	市町村費	その他	
			円	円	円	円	円	
計								

※ 推進事業を実施する場合には、処理加工技術、衛生管理レベル等を向上させるために必要な研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知など処理加工の体制整備に関する取組計画とその取組に係る経費について記載する。

7-3 マーケティング計画

(1) 商品計画

※ 顧客の設定、ニーズの把握とそれに応じた商品開発、地域の特色を活かした新たなジビエ商品等の開発、ジビエに関する意向調査等等に関する取組計画について記載する。

(2) 販売計画

※ 取扱商品に適した流通経路、部位別の価格設定、販売方法に関する取組計画について記載する。
 ※ 流通産業や外食産業その他産業、学校給食、消費者等への普及のため、展示会等への参加やジビエ料理に関するセミナー、処理加工施設見学会等の開催等に関する取組計画について記載する。

(3) 販路開拓計画

※ ジビエの商品の新たな販路を開拓するための商談会や試食会等の開催又は参加及び各種広報活動等に関する取組計画について記載する。

(4) 事業内容

① 推進事業

事業内容	取組主体	事業内容の概要	事業費	負担区分				備考
				国庫 交付金	都道 府県費	市町村 費	その他	
			円	円	円	円	円	

計						
---	--	--	--	--	--	--

※ 拠点整備事業を実施する場合には、①ジビエ商品の開発、意向調査、②流通・消費等との連携及び③販路開拓に関する取組計画とその取組に係る経費について記載する。

7-4 その他計画

(1) 計画

※ その他、地域独自の取組計画があれば記載する。

(2) 事業内容

① 推進事業

事業内容	取組主体	事業内容の概要	事業費	負担区分				備考
				国庫 交付金	都道 府県費	市町村 費	その他	
			円	円	円	円	円	
計								

8 ICTによる情報管理の効率化

(1) 計画

※ 捕獲から流通におけるICTの導入の取組計画について記載する。

(2) 事業内容

① 推進事業

事業内容	取組主	事業内	事業費	負担区分				備考

	体	容 の 概 要		国 庫 交付金	都 道 府県費	市 町 村 費	その他	
			円	円	円	円	円	
計								

9 収支計画

区分	項目	現況 〔平成28年度〕	目標 〔平成31年度〕	増減理由
収入		千円	千円	
支出		千円	千円	
		千円	千円	
		千円	千円	
所得(収入－支出)		千円	千円	

※ コンソーシアム内の各処理加工施設について、収入の欄に施設の販売収入等を、支出の欄に所要経費を項目毎に集計し、記載するとともに、その算定根拠を添付する。

※ 増減理由欄には現況－目標の増減に係る事項を記載する。

10 費用対効果分析

--

※ 拠点整備事業を実施する場合には、費用対効果分析の算定結果を記載する。

※ 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について(平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知)」の「第4 投資効率等の算定」の表に従いとりまとめた結果とその算定根拠を添付する。

11 添付資料

規約、各種規程、名簿、推進体制図、費用対効果分析及び費用対効果分析の各種数値等の根拠資料、収支予算、委託契約案、施設図面や見取図、施設の概要が分かるもの、見積書、経費使用の根拠(謝金、旅費等の単価の根拠等)、事業実施計画に記載されている各種数値等の根拠、その他内容を補足する資料や確認できる資料を添付する。

別記6様式第2号（別記6の第4の4関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地
団体名
代表者

印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（ジビエ倍増モデル整備事業（需要拡大型））の交付決定前着工（着手）届

平成〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着工（着手）することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着工（着手）予定年月日
- 4 竣工予定年月日
- 5 交付決定前着工（着手）を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着工・着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記 6 様式第 3 号（別記 6 の第 5 関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（ジビエ倍増モデル整備事業（需要拡大型））の
事業実施状況報告（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年 3 月31日付け19生産第9423号農林
水産事務次官依命通知）別記 6 の第 5 の規定により、別添のとおり報告する。

（注）事業実施主体の添付する別添にあつては、別記 6 様式第 1 号別添に準ずる
ものとする。

別記 6 様式第 4 号（別記 6 の第 6 の 1 関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（ジビエ倍増モデル整備事業（需要拡大型））の評価報告
（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年 3 月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記 6 の第 6 の 1 の（1）の規定により、別添のとおり報告する。

（注）事業実施主体の添付する別添にあつては、別記 6 様式第 6 号を添付する。

別記6様式第5号（別記6の第6の2関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地
団体名
代表者
印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（ジビエ倍増モデル整備事業（需要拡大型））に関する改善計画について

平成〇〇年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるように、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 実績
（下記の様式によりコンソーシアム内各施設の達成状況を作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）

（様式）事業実施計画の目標の達成状況

施設名	区分	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成31年度)	実績値 (平成31年度)	備考
	年間処理頭数	頭	頭	頭	
	所得	円	円	円	
	年間処理頭数	頭	頭	頭	
	所得	円	円	円	

（注）「現状値」、「目標値」は、事業実施計画と整合をとること。

- 4 改善計画
（要領に定める事業評価報告書の評価の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を具体的に記述すること。）
- 5 改善計画を実施するための推進体制

別記6様式第6号（別記6の第6の1関係）

事業実施計画目標評価報告書

1. 対象地域及び実施期間

対象地域	
実施期間	

2. 事業実施計画目標の達成状況

区分	現状値 (平成28年度) (A)	目標値 (平成31年度) (B)	実績値 (平成31年度) (C)	達成状況	備考
年間処理頭数	頭	頭	頭		
所得	円	円	円		

3. 目標達成のために実施した各事業の内容と評価

区分	事業内容	取組主体	評価
拠点整備事業			
推進事業			

4. 総合評価

(コメント)

- (注) : 1 事業実施計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要綱別記6の第6の2に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。
- 2 1の対象地域には、コンソーシアムを構成する都道府県及び市町村を記入すること。
- 3 2の達成状況には、年間処理頭数については $C/B \times 100$ により達成率(%)を、所得については実績値が目標値を上回っている場合には○を記入すること。
- 4 3の評価には、事業の実施により発現した効果を幅広かつ定量的に記入すること。
- 5 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。

別記6様式第7号（別記6の第8の1関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金(ジビエ倍増モデル整備事業（需要拡大型）)の
収支状況報告（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者
印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記6の第7の規定により、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業成果の実用化等により得られた収益の累計額
- 2 事業成果の実用化等に係る費用の総額
- 3 交付金の確定額
- 4 前年度までの収益納付額
- 5 本年度の収益納付額

（注）：1 収益計算書等の収益や費用の発生状況を示す資料を添付することとする。
2 「本年度の収益納付額」については、「交付金の確定額」から「前年度までの収益納付額」を減じた額を上限とし、「事業成果の実用化等により得られた収益の累計額」から「事業成果の実用化等に係る費用の総額」と「前年度までの収益納付額」を減じた額とする。

(別記 7)

全国ジビエプロモーション事業

第 1 事業実施主体

- 1 要綱別表 7 の事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。
- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第 2 事業の内容等

1 事業の内容（要綱別表 7 関係）

(1) ジビエフェア開催事業

全国的なジビエの消費拡大を図るため、キャンペーン期間を設定し、東京、大阪など大消費地の飲食店等を中心としたジビエフェアを次により開催する。

ア ジビエフェアの開催回数等

ジビエフェアは年 2 回（夏 1 ヶ月程度、冬 2 ヶ月程度）開催する。

イ ジビエフェアに協賛する飲食店等の募集、開拓等

(ア) 既にジビエを提供している飲食店からフェアに協賛する飲食店（以下「既存協賛飲食店」という。）を募集・把握する。

(イ) これまでジビエを提供したことがない飲食店等に対してジビエ料理の提供意向を調査し、新たにジビエを提供する飲食店（以下「新規協賛飲食店」という。）を募集・把握する。

(ウ) 既存協賛飲食店及び新規協賛飲食店等に対してジビエの調理方法の注意点、カタ肉やスネ肉等の低需要部位の有効利用等による料理レシピ及び食肉処理加工施設等の在庫情報等を提供する説明会を開催する。また、試作料理のためのジビエを調達・提供する。

ウ ジビエフェア P R 資材の作成・配布等

(ア) ポスター、のぼり等 P R 資材を作成し、協賛飲食店に配布する。

(イ) 各地で開催されるジビエ関連イベント等の情報を収集し、それらのイベント主催者等に対しジビエフェアとの連携を働きかけ、連携に応じる場合には P R 資材を配布する。

エ ジビエフェアの運営等

(ア) ジビエフェア開催期間中における協賛飲食店や食肉処理加工施設等との連絡調整等適切な運営に努める。

(イ) ジビエフェアの概要、協賛飲食店、同時開催地方イベント等につい

- て、SNS、雑誌媒体等を通じた情報発信を行う。
- (ウ) ジビエフェアにおけるジビエ料理の販売状況等に関するアンケート調査や取組結果の分析を行う。

オ 報告書等

アからエまでの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

(2) ジビエ需要拡大・普及推進事業

ア ジビエ関連情報の発信

ジビエに関する各地のイベント情報、飲食店情報等の収集及びジビエに関するプロモーション動画を作成し、消費者やインバウンドに対してSNS等を通じて日本語及び外国語による情報の発信を行う。

イ 各種商談会等を活用した販路開拓

外食関連の商談会等にジビエブースを出展し、食肉処理加工施設と実需者とのマッチングを行い、販路を開拓する。

ウ 報告書等

ア及びイの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

2 実施基準

- (1) 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。
- (2) 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。
- また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。
- (3) 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別記7別表1のとおりとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

4 留意事項

業実施主体は、事業実施に当たって、ジビエ倍増モデル整備事業と連携を図り、ジビエの消費拡大の推進を図ることとする。

第3 交付額

要綱別表7の交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、100,000千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、事業実施計画を別記7様式第1号により作成し、農村振興局長の承認を得るものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記7の第1の2の「農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更」とは、事業の中止又は廃止とする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第2号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

第6 事業の評価

要綱別記7の第6の事業の評価は、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容の評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

別記7別表1

全国ジビエプロモーション事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容	留 意 点
設 備 備 品 費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費	・取得単価が50万円以上の設備については、2社以上の見積書（当該設備を販売する社が1社しか存在しない場合を除く。）及びカタログを提出すること。
消 耗 品 費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費	
旅 費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。

		・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)の定めるところにより取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	
委 託 費	本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の50%を超えることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
そ の 他	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第1号（別記7の第4の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度全国ジビエプロモーション事業の実施計画の（変更）承認申請について

平成〇〇年度において、全国ジビエプロモーション事業を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記7の第1の1（別記7の第1の2）の規定に基づき、関係書類を提出する。

（注） 関係書類として、別添の全国ジビエプロモーション事業（事業実施計画書）を添付すること。

(別添)

○ 全国ジビエプロモーション事業のうちジビエフェア開催事業（事業実施計画書）

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. ジビエフェアの開催回数等 2. ジビエフェアに協賛する飲食店の募集・開拓等 3. ジビエフェア PR 資材の作成・配布等 4. ジビエフェアの運営等 5. 報告書等 6. その他（ ）	千円	千円	千円	
計				

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) ジビエフェアの開催回数等の概要

--

(3) ジビエフェアに協賛する飲食店の募集・開拓等の概要

--

(4) ジビエフェア PR 資材の作成・配布等の概要

--

--

(5) ジビエフェアの運営等の概要

--

時期	場所	店舗数	内容	備考
夏				
冬				

(6) 報告書の作成

報告書等の作成の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(7) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1・・・												
2・・・												
3・・・												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(8) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2) から (5) のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

4 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する経費 (又は要した経費)	負 担 区 分		備 考
		交付金	自己資金	

	(A) + (B)	(A)	(B)	
鳥獣被害防止総合対策推進交付金 全国ジビエプロモーション事業	円	円	円	
合 計				

5 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

6 収支予算（又は精算）

（１） 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 鳥獣被害防止総合対策推進交付金 全国ジビエプロモーション事業 2 自 己 資 金	円	円	円	円	
合 計					

（２） 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
鳥獣被害防止総合対策推進交付金 全国ジビエプロモーション事業	円	円	円	円	
合 計					

注 区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

7 添付書類

- （１）規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- （２）関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- （３）実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

(別添)

- 全国ジビエプロモーション事業のうち
ジビエ需要拡大・普及推進事業（事業実施計画書）

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. ジビエ関連情報の発信 2. 各種商談会等を活用した販路開拓 3. 報告書等 4. その他（ ）	千円	千円	千円	
計				

2 事業の目的

--

3 事業の内容

- (1) 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

- (2) ジビエ関連情報の発信の概要

--

- (3) 各種商談会等を活用した販路開拓の概要

--

- (4) 報告書の作成

報告書等の作成・配布の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考
------	-------	----	----

--	--	--	--

(5) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1・・・												
2・・・												
3・・・												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(6) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2)、(3)のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば、記載する。

4 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		交付金 (A)	自己資金 (B)	
鳥獣被害防止総合対策推進交付金 全国ジビエプロモーション事業	円	円	円	
合 計				

5 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

6 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 清算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	

1 鳥獣被害防止総合対策推進交付金	円	円	円	円	
2 自 己 資 金					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 清算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
鳥獣被害防止総合対策推進交付金	円	円	円	円	
全国ジビエプロモーション事業					
合 計					

注 区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

7 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記7の第5関係）

全国ジビエプロモーション事業
事業実施状況報告書
（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第94
23号農林水産事務次官依命通知）別記7の第5の規定により別添のとおり報告する。

（注） 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成26年2月6日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 平成29年度までに実施した事業に関して平成30年3月31日までに行われる別記3第2の2の（2）の確認等については、別記3第2の2の（2）の規定に関わらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。